

第一百三十六回

参議院通信委員会議録第十号

平成八年五月三十日(木曜日)

午後二時四分開会

委員の異動

五月二十八日

辞任

水野 誠一君

五月十九日

辞任

中尾 則幸君

五月三十日

辞任

河本 英典君

五月三十日

補欠選任

水野 誠一君

五月三十日

補欠選任

中尾 則幸君

出席者は左のとおり。

委員長

及川 一夫君

理事

陣内 孝雄君

議員

吉村剛太郎君

事務局側

常任委員会専門

説明員

星野 欣司君

参考人

警察庁生活安全企画課長

郵政大臣官房総務審議官

建設省道路局路政課長

平石 治兌君

内海 善雄君

砂原 幸雄君

鴨下 信一君

佐藤市郎君

佐藤市郎君

岡 利定君

景山俊太郎君

河本 英典君

北岡 秀一君

保坂 三藏君

三浦 一水君

守屋 有信君

小林 元君

西川 玲子君

林 久美子君

伊藤 基隆君

上田耕一郎君

○本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

○委員長(及川一夫君) 次に、郵政事業、通信、方に関する件)

○電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(及川一夫君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

本日、水野誠一君が委員を辞任され、その補欠として中尾則幸君が選任されました。

○委員長(及川一夫君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査のため、本日の委員会に株式会社東京放送代表取締役社長砂原幸雄君、株式会社東京放送取締役鴨下信一君、株式会社東京放送取締役鈴木淳生君及び弁護士佐藤市郎君を参考人として出席を求めておりますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(及川一夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

また、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案及び通信、放送機構法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に通信、放送機構理事長小山森也君を参考人として出席を求めていと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(及川一夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○参考人の出席要求に関する件

○郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査

○委員長(及川一夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

(オウム報道等に係るTBS問題と放送の在り方に関する件)

○電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(及川一夫君) 次に、郵政事業、通信、放送及び電波等に関する調査のうち、オウム報道等に係るTBS問題と放送の在り方に関する件を議題とし、参考人から意見を求めることがあります。

この際、参考人の方々に一言、あいさつを申し上げます。

本日は、御多忙中のところ、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表してお礼を申し上げます。

本日の通信委員会にTBSの社長を初め四名の参考人の出席を求めましたのは、去る四月一日の通信委員会で、オウム問題の報道に関して説明を受け、論議を交わした経過があつてのものであることを申し上げておきます。つまり、放送倫理の観点から、社会的に問題となつたTBSのオウムをめぐる報道についての質疑が交わされた後、結論として、その時点での報告はあくまで中間的なものであり、当日の国会論議を重く受けとめ、なお調査を続けたいとの態度が表明されました。そして、四月三十日、報告書がまとめられ、本委員会で報告する運びになつたものであります。

したがつて、本日の運営も、まずTBS側から二十分ほどお話をいただき、その後、各委員からの質疑を求めることがいたしたいと思います。

本委員会で報告する運びになつたものであります。それでは、砂原参考人にお願いをいたします。

○参考人(砂原幸雄君) 砂原幸雄でございます。

本日は、審議御多忙の中、私どもをお招きいただき、まことにありがとうございます。

前回、四月二日の本委員会では、私どもの前社長磯崎洋二が出席させていただき、坂本弁護士

テープ問題に関する経緯などにつきまして御説明を申し上げました。今回の当社の事態につきましては、委員長を初め委員の皆様に大変御迷惑をお

かけいたしました」と、まことに申しわけない形でござ
ません。

私どもは、坂本さんとの信頼関係をみずから損しない、視聴者、聴取者、国民の皆様の信頼にもひびを入れてしまいました。私どもではこうした事態を極めて重大かつ深刻に受けとめ、鋭意事実関係の再調査を進めました。その結果を先月三十日取りまとめ、郵政省に提出するとともに皆様のお手元にお届けをいたしました。また、記者会見及び特別番組としてテレビ、ラジオを通じて全国の視聴者、聴取者、国民の皆様にも直接お伝えをいたしました。ゴールデンウイークのさなかで明を見る機会を失い、本日になりましたこと、深くおわび申し上げます。

あつたことは否定できません。また、失踪事件で公開捜査後もオウムの来訪を関係者に通知しなかつたことは、テープを見せたことに対する後づけめたさがあつたためであると判断いたしました。これは、取材者 制作者であるがゆえに知り得る情報を放送を通じて知らせなかつた点で重大な誤りがありました。

こうした行為が生じた背景には、ワيدショーンなどの情報系番組が増大する傾向に制作力が追いつかなかつたこと、現場教育の欠陥や管理者の配置に適切さを欠いたこと、組織における責任体制が機能していなかつたことなどがありました。そして、テーブ問題が発生した時点で当社が組織として対応し得なかつたこととあわせますと、全般的な責任は当社そのものが負うべきものと判断いたしました。

こうした経過の中で、決断の先送りと不作為という誤りを積み重ね、調査方針を変更する機会を失い、誤った報告を行なうことになったのです。報道機関としてこのような結果を公表いたしましたのはまことに申しわけなく思っております。

以上が再調査結果の骨子であります。

こうした再調査の結果を踏まえまして、四月三日、当時の番組「3時においましょう」の総合司会プロデューサーを懲戒解雇の処分をいたしました。金曜日担当プロデューサーにつきましては既に三月二十五日付で懲戒解雇といたしております。さらに、五月一日、磯崎洋二が代表取締役社長及び取締役を辞任、杉本明が代表取締役専務及び取締役を辞任、既に前回調査の誤りの責任をとつて常務取締役を辞任しておりました大川光洋も取締役を辞任いたしました。また、残る常務の谷田吉津雄、田代功、鷗下信一、鈴木淳生の四人は常務取締役を辞任して取締役となりました。磯崎にかわり、私、砂原幸雄が五月一日付をもちまして代表取締役社長に就任いたした次第であります。

できる体制を充実させる、視聴者に対し本件についての社としての責任と対応を明確にする、以上六点について具体的な措置を講ずるよう強く指導を受けました。

当社といたしまして検討作業を急いだ結果、十七日と二十日に分け改善策を発表いたしたところでござります。

以下にその改善策について御報告をさせていただきます。

まず、番組制作体制の見直しと組織改革について御説明申し上げます。

今回の当社の不祥事は、まずは主として、かつてのワイドショー番組「3時においましょう」の制作現場で発生したものであり、これを踏まえて情報系番組の制作体制を総点検してまいりました。

ワイドショーという番組スタイルそのものは、それ 자체としては一概に否定されるべきではないが、テレビが開拓してきた最もテレビ的なジャンルの一つとして評価されてもよいのではないかと私は考えております。しかしながら、この長所を支える基盤がいかにも脆弱でありました。総点検の結果、みずから制作力、取材力を超えた、言ふならば身の丈を超えた番組づくりが今回の不祥事の大きな要因であることが明確となりました。

番組のコンセプトやジャンルをもう一度はつきりさせていくことも当然ながら必要であります。さらに、放送番組素材の管理体制の改善も早急に進めるべきテーマでありました。

たしておりました。

そして、五月十七日に日野郵政大臣より、厳重
注意とともに、再発防止のため、放送番組素材の
管理体制の確立を図る等番組制作体制の見直し、
社員及び社外スタッフに対しても制作現場の実情に
見合った実践的な教育研修が十分行えるよう研修
体制を見直す、事実関係の調査等について組織的
かつ迅速に対応できるよう組織機能を見直す、番
組考查部門の充実強化を図る等番組のチェック機
能を改善する、取材対象者等に対して十分に配慮

こうしたことから、まず番組制作現場に閑しまして思い切った組織改善を行うことといたしました。具体的には、社会情報局を番組単位で報道局と制作局とに移し、再編成することといたしました。番組名で申しますと、従来、社会情報局でつくなっていたもののうち、「サンデーモーニング」は報道局に、その他の番組は制作局に移しました。これによつて、テレビ番組の制作関連部門は従来は四局でしたが、報道、制作、スポーツの三

局に整理統合されることになりました。こうした措置で、専門性が必要とされる分野などの面で取材を一元化し、放送に混乱の起きないよう図つたりたいと考えております。今回の制作組織の整理統合と内部組織の改善、その運用の改善により放送番組素材の管理体制も明確にさせることになりますと確信しております。

また、今回の不祥事では、番組のチェック機能が的確に働かなかったことが大きな要因の一つでありました。番組のチェック体制の見直しを進めることで、ページ番組、生番組など、番組の形態に応じたチェック体制が必要であり、しかも放送前、放送中、放送後を通じて行われるべきであることも明らかになりました。さらに、教育研修機能をより強化することによってチェック機能の効果をより高めることも必要と考えました。

こうした検討作業の結果、編成考査局を新設することといたしました。この編成考査局はラジオ局とテレビにまたがる考査全般を担当することになります。また、制作現場から独立したモニターラーブをここに設けます。これによつて、これままで十分に機能していなかつた生番組のチェックを担当させることにいたしました。加えて、社外モニターラーブ制度を早急に発足させることにいたしております。オンブズマン制度につきましては引き続き具具体化を検討してまいります。

さらに、番組審議会はこれまで総務局審査部が担当しておりましたが、番組審議会事務局として独立した部署に担当させることにいたしました。これによつて、番組審議会の運営が円滑に行われるようになり、放送法で求められている番組審議会の機能の活用が十分發揮できるものと考えております。

以上のはか、報道局には新しく編集主幹のポストを設けて、取材上、編集上の問題などを統括し、現場を指導させることにいたしました。また、制作局でも制作推進部を設置し、番組のチェックや内外の番組制作スタッフの教育研修を徹底させることにいたしました。

さて、番組をつくるのは人間であります。仕組みやマニュアルを立派にしても、そこにいる人が能力、意欲、判断力をきちんと働かせなければ何の意味も持ちません。従来の教育研修制度を充実させ、活性化させることが重要と考え、教育研修のかなめとして教育研修部を新設することにいたしました。ここでは、従来、全社一律に実施してきたさまざまな段階での教育研修を一層充実させるとともに、教育研修を受けることを厳しく義務化して効果を高めるようにいたしました。

さらに、従来現場それぞれの裁量に任せていた現場教育についても、番組制作にかかる各局に教育担当者を配置し、教育研修部の指導のもとで、今後、現場それぞれに合ったカリキュラムを作成し、体系的に実践的な教育研修を行ってまいります。社外のスタッフに対しても、同様に教育研修部が指導し、実情に応じた教育研修を統一的に実施するよう進めてまいります。

さらに、倫理綱領やマニュアルにつきましては、各現場で既に見直し作業を進めつつあります。が、早急に取りまとめた上、この教育研修部が集中的に社内・関係会社等での周知徹底を図ってまいります。

管理部門につきましても、今回の事態に関しましては、事業関係に関する社内調査を初め、社としての対応が適切、十分でなかったことが強く指摘されました。この点、郵政大臣からも見直し改善を強く求められたところであります。

一番組制作現場ばかりでなく、管理部門においても肥大化、非効率化が進み、迅速かつ的確な対応ができるがたい状況にあったことは事実であります。特に、問題が生じた場合、事業関係の調査や判断が組織的かつ迅速的確にできるよう整備することが重要であります。

そこで、社長室を拡充いたしました。ここに、それぞれ責任分野を分け持つ局長クラスの担当者を複数配置し、社長を補佐するとともに総合的に、ないわゆる危機管理の指揮を担当させることとなりました。そのために総合調整委員会を組織化することになりました。

て、恒常に専門的な活動ができるようベースをつくりておき、いざというときに組織的かつ迅速的確に対応させることいたしました。

総務局には法務部を置き、みずからの取材、放送が視聴者、聴取者の権利を侵害する結果にならないか、取材対象者に対する配慮などを十分にしていいのではないか、こうしたことに対することが今重要な時期になってきておりります。法務部はこの要請にこたえるべく設置したのであります。

今回の法務部の設置とあわせ、さきに申し上げた教育研修制度の充実等により、取材、放送する上で広い問題意識を社員、社外スタッフが持つことに意識の改革を一層推進してまいる所存であります。

このほか、経営企画局に國際部とメディア企画部を吸収し、二十一世紀に向かってメディアのマルチ化、国際化が一層進展する中で総合的な経営戦略を立てやすくすることいたしました。

以上の措置で、局レベルで八つあった管理部門は六つとなりました。

最後に、番組内容の改善であります。まず、私どもTBSの代表的なワイドショー番組「スーパーワイド」を今月いっぱいで終了させていただきました」といたしました。坂本弁護士テープ問題を契機に、TBSは番組のあり方や組織、制作体制の抜本的な見直しをすることを対外的に発表しました。特に、取材力、制作力に比べて放送時間が膨張している情報系生番組の見直しが急務であり、その第一段として「スーパーワイド」を終了することにしたものです。また、「スーパーワイド」は今回問題を起こしたプロデューサーが長年にわたってかかわってきた番組であり、謹慎、自粛の意味もござります。

先ほども申し上げましたが、ワイドショーそわ 자체はテレビというメディアが生み出したユニークな情報処理のジャンルとして評価すべき面をもっております。出演者の皆様にも努力を重ねていただいてきたと思います。しかし、反面で制作

手法や番組内容に問題が出てきました。今回の経験で私どもはワайдショーパン組の番組コンセプトや制作手法にさまざまな問題を抱えていることを自覚させられました。

今後も、情報系番組につきましては、先ほど申し上げましたように、番組のコンセプト、ジャンルをはっきりさせていくという作業の中で、さらに整理、改善してまいる所存であります。

以上、番組面の改善について報告させていただきました。

このほか、先週月曜日から金曜日まで実施いたしましたが、今回の不祥事に関するお問い合わせ等、第二部以降の深夜放送を休止いたしました。私どもは、自肅するという形がおわびといたしましては最も明瞭な形であるうと考え、実施いたしました次第であります。

私ども民放としては、出演者及び外部の制作スタッフは当然のことながら、番組を支えるスポンサー、広告会社など多くの外部の方々の協力が必要であります。今回、当社が起こした不祥事で視聴者、聴取者、国民の信頼を失った上に、直接間接にそうした外部の関係者に御迷惑をおかけしそうした方々からの信頼をも損なったと思つていただきます。

私としては、各方面の方々の信頼を回復する、あるいは新しく信頼を築いていくために、今回犯した過ちを徹底的に反省し、TBSは新しく生まれ変わるべきだと強く認識しております。当社の改善措置は新しく生まれ変わるための道づくりだと心に決めております。

組織、機構面の改革は先週二十三日に人事異動を行って実施に移しました。形は変わったばかりであります。マニュアル、仕組みをどんなに変えても、それを運用する人間が能力、意欲、判断力を的確に発揮しなければむだになってしまいます。今後は、教育研修を通じ、また新しい組織、機構を運用していく中で、社員そして一緒に番組制作に携わる外部スタッフがともに意識を改革し

ていくことが最も重要なことだと思います。私は陣頭に立つてこの改革を推進してまいる決意であります。

今後とも御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願ひ申し上げまして、報告を終わらせていただきま

す。ありがとうございます。

○委員長(及川一夫君) ありがとうございます。

以上で砂原参考人の意見の陳述は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。

本日は、あらかじめ質疑者を定めないで、委員の皆さんには自由に御質疑をいただきたいと思います。質疑を希望される方は挙手をし、私の指名を待つて質疑を行つていただきたいと存じます。

なお、自由な質疑方式が特定の委員の方に偏つては問題がござりますので、大変恐縮ですけれども、お一人五分以内に意識されて御質疑をいただきたいというふうに思います。

○北岡秀二君 (自民党の北岡) ございます。

砂原参考人初め参考人の皆様方、大変お忙しいところ、本委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。

また、先日の砂原社長就任の記者会見におかれましては、再発防止に向けて渾身の努力を傾けておられますけれども、今申し上げました表現の自由あるいは報道の自由が保障されておる以上、その裏に感じておられるのか、お聞きを申し上げたい。

それと、今回の一連の事件というのを私見させていただいておりまして、今のコメントの中に次第でございます。

それと、今回の一連の事件というのを私見させていただいておりまして、今のコメントの中に

もありましたけれども、これはTBSあるいは放送業界の構造的なあるいは制度的な根本的な部分のゆがみがたまたま出てきたんじゃないのかなどいうような認識を私はさせていただいておるわけになります。そういう観点から、基本的な枠についてどういうふうにお考えをいただいておるのかということを一、三お伺い申し上げたいと思うでございます。

私も、最近、この事件に関連して、テレビ業界の視聴率あるいは視聴率至上主義というような話をしてよく耳にするわけでございます。確かに、私は直接的に仄聞いたしますと、視聴率によってテレビ自体の、放送業界の動向がいろいろ変わってきた節もある。そしてまた、ともすると何

も間接的に仄聞いたしますと、視聴率によってテレビの、放送業界の動向がいろいろ変わってきた節もある。そしてまた、ともすると何か視聴率自体が放送界の目的のよう取り違いも起こってきておるような現象もなきにしもあらずというような印象を持つておるわけでございます。

しかしながら、多分皆さん方もお感じだろうと思ふ、お一人五分以内に意識されて御質疑をいただいたいというふうに思います。

新しく社長さんに就任された時点で、TBSとして、あるいは放送業界としての使命をどのように感じておられるのか、お聞きを申し上げたい。

新しく社長さんにおかれましては、再発防止に向けて渾身の努力を傾けておられますけれども、今申し上げました表現の自由あるいは報道の自由が保障されれておる以上、その裏にはそれを全うするだけの責任があつて初めて初めてそれが支持を得ていくものだと思いますし、またそれなくして支持を得られないような番組であつてはならないと思っております。ともすれば、いろんな分野ではやっておられるものの、流行しているもの、そういうものをただ現象として持つてきて横に並べただけの番組、そういうものが私は余り長く成功したといふことはないと思いますけれども、ただ、そういう現象として持つておられるのが後になって浅ましい記憶として残していくことが多いと思っております。

私たちは、再発防止に向けて渾身の努力を傾けておられますけれども、今申し上げました表現の自由あるいは報道の自由が保障されておる以上、その裏にはそれを全うするだけの責任があつて初めて初めてそれが支持を得ていくものだと思いますし、またそれなくして支持を得られないような番組であつてはならないと思っております。ともすれば、いろんな分野ではやっておられるものの、流行しているもの、そういうものをただ現象として持つてきて横に並べただけの番組、そういうものが私は余り長く成功したといふことはないと思いますけれども、ただ、そういう現象として持つておられるのが後になって浅ましい記憶として残していくことが多いと思っております。

私は、視聴率というものは決して無視できないものであると思いますが、その視聴率というものを置きかえる、制作者の志をどう表現していくか、やっぱりこれは企画をつくる時点、また編成作業の中で、企画を選択していく作業の中でそれを改めてしっかりと確立させて、この問題に對応していきたいと思っております。

放送局としての言論、表現の自由というものをどう責任を持って対応していくかという問題を抱えている問題というのもこれまで審議してい

能を果たしていたかどうか、今までの現状がどうであったかという社長自身の感想をお聞かせいたいのか、今後とも御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げます。そういう姿が本当の審議機関のあるべき姿だろうか、そのあたりの御認識をお聞かせいただきたい。

以上三点について、これは基本的な認識だらうと思いますので、今後、放送に対する国民の信頼を回復する上での基本的な部分の御認識をお聞かせいただきたいと思う次第でございます。

○参考人(砂原幸雄君) 視聴率至上主義の問題でございます。

視聴率は視聴者の関心、支持、共感などをはかる一つの尺度でもございます。また、私ども民間会社として収益を支えるファクターの一つでもあるというふうに意識しております。しかし、決して視聴率至上主義ということのみ走ってはいけない問題だと私は思っております。

番組というものが支持され共感されるには、あくまでその番組がどのようなテーマ、コンセプト、いわばつくる人間の志というものをはっきり持った番組があつて初めてそれが支持を得ていくものだと思いますし、またそれなくして支持を得られないような番組であつてはならないと思っております。

私どもは開局して四十年という歴史を重ねてきましたけれども、どこかやはりその中で緩みが出た。そういう現象は、取材の中で取材対象者への配慮をいつか見失つてしまつてたとの例が多々あるというようなこと、それもどこか緩んできたあらわれではないかと思っております。も

う一度ここで教育研修、またそれを支える自觉、またそのもとには健全な市民感覚といふのも一番重要であるうかと思います。そういうものをもう一度取り戻すべく頑張りたいと思っております。

審議会に関してでございますが、これは放送法にも定められているものであります。審議会、私どもは長い歴史も重ねてまいりました。その中で、個々の番組の審議、それから放送の大規模な流れの中でのその当時の放送体系をどうとらえるかという審議をしていただいてまいりました。ある時期には確かに個々の番組審議に偏った時代もあろうかと思います。しかし、偏ろうとも、絶えずその中の節目節目の大きな流れの中でまた我々が抱えている問題というのもこれまで審議していただいてきたと私は思っております。

しかし、今の放送を取り巻く環境、また将来のいろんな放送環境の変動を前にして、また番組審議会の方でも今どのよう機能でやつていかな

きやいけないのかということを十分考えていただいている、また我々も議論もしております。私どもでは審議会というのは十分機能を發揮してきていただいたいと思っております。

○林久美子君 平成会の林久美子でござります。
きょうはお忙しい中を本当にありがとうございます。

二点質問させていただきます。
国会も公権力の一つと例えれば、これから申上げることは微妙な問題があることを承知しながら、あえて申し上げさせていただきます。

昨年十月八日、東京地検がTBSに対し坂本弁護士テープ、そのほかのテープの任意提出を請求したところ、明くる日の十月九日に社内会議が持たれ、いとも簡単に応じている事実があります。

過去 TBSでは、九〇年の暴力団の債権取立て現場撮影など、当局からのフィルム押収に対する最高裁まで抗告しております。また、ワイヤーショーで放送した内容を関係者に見せないということで訴えられて高裁で闘っていらっしゃるということも報道されております。しかし、今日は坂本弁護士一家の殺害という事実、その原因がどうもすらすらと見えたテープにあるようですし、しかもそれを見せたということを公表していないということで後ろめたさがあります。また、世間の主張を最小限にするためということで、そういうことも頭をかすめているのかもしれません。

一方で、放送による表現の自由を守るために裁判でも闘っているTBSが、今回は坂本弁護士のテープなどを検察庁に任意提出されております。今回の対応はどうも不可解に思えてなりません。TBSが直面しているこの課題を知る上に一つの手がかりとなると思いますので、東京地検にてテープを提出された経緯の御説明をお願いいたします。

それからもう一点、郵政省への民放の派遣についてです。

民放では、特にTBSでは平成三年の六月から二年交代で一人ずつ郵政省に社員を派遣し、社員研修と人材育成が目的のようですがれども、この制度に対して、衛星放送のチャンネル争奪といふ事情があるにしろ、監督官庁で研修させているこ

す。 とに強い疑問を投げかけている学者がおられま
本來、ジャーナリズムの機関は公権力への監視
機関としての使命があるはずです。しかし、公権
力へのすり寄りは批判能力の欠落を生み、内部の
自淨作用を低下させ、逆に公権力の威儀の助長を
促すことになると危惧を感じているようです。も
し、お上にもろく、逆に市民に尊大なジャーナリ
ズムの機関に成り下がってしまつたとしたなら
ば、もう民主主義社会はなくなると私は思いま
す。極端な言い方かもしませんけれども、お上
の味方で市民の敵という図式になつてしまいま
す。

ニューヨーク・タイムズの記者が、民主主義を保障するのは憲法の条文ではなく、ジャーナリズムの批判が健全であるかどうかにかかっていると言っています。こうした批判に対して社長の御意見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○参考人(鈴木淳生君) テープ提出問題について
御説明申し上げます。

先生今おっしゃっていたように、TBSもそういうテーブル問題については過去にいろいろ歴史がござりますけれども、これは極めて例外的なケースで我々は提出に応じたというふうに考えております。

のは報道目的以外には用いないという大原則は守っておりまして、これによって放棄したということではございません。今後ともこの大原則を遵守することは当然のことと考えております。

それから、二点目の郵政への出向ということです。さいますけれども、私どもは一九九一年に、放送と通信の区別が長い目で見て将来どうなるだろうか、それからソフトや機材の国際化はどういうふうな推移を持つかといったようなテーマになりましたので、我々は将来に向けて若い社員に広い見聞を持たせたい、こういうふうに思つておりました。

当時、そのようなことを総合的に研究していくらっしゃるのが郵政省だったので、何かチャンスはないのかなどいろいろうちに我々は考えていたわけですがれども、郵政省もちょうどソフトの状況とか放送の国際環境についての知識が欲しいと考えていたようで、放送を取り巻く環境が非常に変化する兆しの中で、双方の思いがたまたま一致したことから、非常勤職員として任用されることになりました。

なったのでござります。
我々とすれば、先ほど先生が御心配になつておられるようなことをおっしゃつておりましたけれども、派遣する本人に対しては、直接民族に関する情報に接しよつとしてはいけない、長い目で君さんがどういう時代に生きるんだ、そのための一つの教養といいましょうか、そういう幅広い目を持つ、そういうことを得るんだというふうに考えて、まず人材も広げようということで行かせてござります。

以上が御説明でござります。

○委員長(及川一夫君) 砂原参考人 よろしくお
ございますか。
○参考人(砂原幸雄君) はい、私も鈴木参考人と
同様の認識でござります。

○西川玲子君 平成会の松あきらでございます。
先ほどから御苦労さまでござります。各委員が
御質問なさいましたけれども、私も少し質問をさ
せていただきたいと思います。

表現の自由、報道の自由ということはもちろんございます。しかし、その責任の一一番大事なこと

は国民を守るという責任じゃないかと思うんですね。それはやはり人権であり、生命である。これを守るという、国民を守るという責任を一番忘れての報道や表現の自由ということはあり得ないと思います。

先ほど砂原社長から全社挙げて改革に取り組むということを伺いました、それを信じております。社員以外にもプロダクションスタッフの研修部においてしっかりと研修するということでしたけれども、それは倫理観、そして使

感というものを本当に徹底して教えていただきたいと思います。

講制
発注側の圧倒的立場から貰いたたきをして
いる、非常に下請が苦労しているというような話を
いろいろ聞いて、独禁法の違反なんかも指摘さ
れておりますけれども、今回の件で下請発注のあ

り方に改善はあるでしょうか。それが一点でござります。
それからもう一つは、郵政大臣より文書で厳重
注意があつた。これは私どもも存じております。

文書でこういう注意がありましたということはもちろんさっきから伺っておりますけれども、しかし、こういう文書でござりますということを視聴者にきちんと示したかどうか。私はこれはジャー

ナリストとして当然だと思ふんですね。内容がどうであります、ですから「うござい」ます、そういうふうに示したかどうか、それをお聞きしたい。

そしてまた、もしその文書をきょうこにお持ちでしたら、簡単にこういいう内容でござりますと

ということをはつきりとお示しいただきたい」と、その文書をTBSの番組審議会にお見せになつたかどうか。私は、これはTBSだけじゃなくて各局とともに番組審議会が有名無実であると。本来ならば、番組審議会はあるけれども、余りそ

解いたしましたが、もちろん視聴率に関しましては、先ほど来話が出ておりますように、まず視聴率至上主義は排除する。それはまず個人の自覚、プロデューサーや何かの自覚の問題であります。ではシステム的にどういうふうに視聴率至上主義のはびこるのを防ぐかということでは、私ども今回新設いたしました編成考査局というのがござります。これは、モニターし、問題点を出し、提言、勧告するという組織でございます。いわば会社の中において一番客観的な目と耳を持つ組織といふうに御理解いただけるとありがたいと思ひます。

本当にいろんな議論を重ねましたけれども、非常につらい決断がありました。そのことを申し上げたいと思います。

○上田耕一郎君 日本共産党の上田でござります。参考人の皆さん、どうも御苦労さまです。

当委員会が参考人の皆さんをお呼びして質疑をするのはきょうで二回目ですけれども、オウムの考えられないような犯罪、特に坂本弁護士一家の殺害事件とTBSの誤りとが結びついているのではないかという重大な問題が起きたからだと思うんです。検察は事情聴取、今も指摘されましたテープの提出、それから冒頭述べて坂本一家の殺害事件のかなり重要な動機をTBSが提供した、そう見ているように我々受け取られる経過があるわけです。

ですから、私は四月一日の参考人質疑で、TBSの放送ジャーナリズムの倫理を犯した問題としては、オウムの干渉を受けて番組の編成権を事实上放棄して放映も中止したという問題、それからニュースソースの秘匿と保護という鉄則を放棄した二つの問題をお聞きしましたし、それからそういう論理の踏み外しが、踏み出した結果責任として坂本弁護士一家のあの事件、それからさらに通報もしなかったたとて、そのことが結局松本サリン事件や地下鉄サリン事件等々、オウムの重大な犯罪に結びついたとすると、厳しい言葉でしか読み取れないことまで私は申し上げたんです。

今回、この二つの報告書を拝見して私が改めて驚いたのは、実はAプロデューサーはどうも自分が全く中身を知らないティープをオウムに見せたとしか読み取れないことだったんですね。これは実に驚くべきことだと思います。

これを見ますと、坂本弁護士のインタビューは八九年の十月二十六日午前十一時前後から昼にかけて千代田分室で行われたと書いてある。Aプロデューサーは午前十一時に水中クンバカの取材に千代田分室を出発したと書いてある。だからタク

シーの手配をしたというんですけれども、知らな
いんですよ、どういうインタビューだったかは
するにはきょうで二回目ですけれども、オウムの
考えられないような犯罪、特に坂本弁護士一家の
殺害事件とTBSの誤りとが結びついているので
はないかという重大な問題が起きたからだと思
うんです。検察は事情聴取、今も指摘されました
テープの提出、それから冒頭述べて坂本一家の殺
害事件のかなり重要な動機をTBSが提供した、
そう見ているように我々受け取られる経過がある
わけです。

ですから、私は四月一日の参考人質疑で、TBSの放送ジャーナリズムの倫理を犯した問題としては、オウムの干渉を受けて番組の編成権を事实上放棄して放映も中止したという問題、それからニュースソースの秘匿と保護という鉄則を放棄した二つの問題をお聞きしましたし、それからそういう論理の踏み外しが、踏み出した結果責任として坂本弁護士一家のあの事件、それからさらに通報もしなかったたとて、そのことが結局松本サリン事件や地下鉄サリン事件等々、オウムの重大な犯罪に結びついたとすると、厳しい言葉でしか読み取れないことまで私は申し上げたんです。

そこで、中身を知らないのに、もめごとが起

きたときにオウムに見せる指示をしたのか、あるいは立派な約束をしたんですね。この九ページには、レポートにはプロデューサーが簡単にオーケーをした

約束をしたんですね。この前後の時間、Aは報道局と富士宮の素材交換を手配したと書いてあるから、帰つても見ていないんですよ。さあ、それでいろいろおもご

とが始まって、二階の狭い編集室、E2で見せた
ということになっていますね。

この十九ページには、Fディレクターが言つて

いるんだけれども、「小さい方の編集室（E2）

で、自分が立つて編集機を操作した時、後ろに

たのは早川だったようだ。ドアを開けて半分

ドアの外にいるような形で椅子に座り、大学ノー

トにメモを取っていた。そこにスタッフの誰かが

来たと思う。Aだったような気がする」というの

で、Aがあるいはちらつと来たかもしれないとい

うのが一つある、十九ページに。

ところが、次の二十九ページをあけますと、プロ

デューサーのAもEも「二階の狭い部屋で、オ

ウムと一緒に五人でVTRを見たとするなら、異

様な状況なので覚えていたはずだ。しかし、どう

思い出そうとしてもそんな光景は思い出さない」と

と強調している」と。だから、彼らがそこに立ち会つていいのが整合性が生まれるというこ

とですね。どうやら立ち会つていいのが整合性

が生まれるわけですね。どうも全く知らないまま見せたと

立会つていいもしないでという疑問が生まれるわけ

です。

それで、田代取締役が私の部屋に説明に来ただ

と、私はその話を聞いて、調べてほしい、再調査、ブ

シーや一体いつ見たのかという御指摘でござります。それで、Aが分室に帰つて来たのは午後十時半過ぎだと。午後十一時にオウムが来るまで三十分ある。この前後の時間、Aは報道局と富士宮の素材交換を手配したと書いてあるから、帰つても見ていないんですよ。さあ、それでいろいろおもごとが始まつて、二階の狭い編集室、E2で見せた

ときには放送したんだから、そうすると公開捜査が十一月十五日ですから、この日に音なしで十秒放

映したというんですね。そうすると、一体いつ見

たんだろうか。公開捜査で、弁護士一家が失踪し

たかと、あるいはオウムと関係があるんじゃない

かというんで慌てて見たのかもしれない。だから、一体プロデューサーはいつ見たのかという

ことを調べてほしいということを田代取締役に私

はお伺いしたんですが、その結果を報告していた

ことがあります。それで、一人のプロ

デューサーは、先ほどもちよつと先生おっしゃつ

ておりましたけれども、十一月十五日の公開捜査

の時点では坂本弁護士テープの使用に厳しい制限を

つけているわけです。どうしてそういうことをや

るかという点を考えれば、その時点においては内

容を把握していたと思われます。しかし、残念な

けれども、常識的にはテープをオウムに見せる

かについては一人のプロデューサーからテープを見たかどうか

概略的にはつかんでいただるうと思います。た

だ、千代田分室に帰つてからテープを見たかどうか

の抗議したということまで書いてある。全く自

分の知らないインターネットには、レボ

ーーCはプロデューサーが簡単にオーケーをした

ね。それで、中身を知らないのに、もめごとが起

ったのと、もし自分が知らないまま見せたと

されたので、これ第一点、お伺いしたい。

二番目に、もし自分が知らないまま見せたと

されたのと、いつ見たのかという問題が起きてくる。恐

らくもう放映中止しているので、しばらく忙しい

し、見ていないですよ。TBSがこのテープを放

映したのは公開捜査のときでしょう。公開捜査の

ときには放送したんだから、そうすると公開捜査が

十一月十五日ですから、この日に音なしで十秒放

映したというんですね。そうすると、一体いつ見

たんだろうか。公開捜査で、弁護士一家が失踪し

たかと、あるいはオウムと関係があるんじゃない

かというんで慌てて見たのかもしれない。だから、

一体プロデューサーはいつ見たのかという

御指摘でござります。

それで、坂本弁護士がどのよう主張をしていましたか

かについてには一人のプロデューサーから

いるという程度の返事をしてこの問題を非常に軽く見る。

私は、田代取締役にこの一点は非常に重大な問題で、Aプロデューサーの誤りがどんなに大きなのものか、それに対してもう会社としてどれだけ責任を負うかは重大な問題なので、ぜひ調べてほしいと。もう解雇しているかもしれないけれども、Aプロデューサーから聞くルートは幾つもあるはずだ。努力すると言つたでしょう。何も調べてないじゃないですか、確認できないと言つただけで。これは全く結果責任の大きさについてTBSが無自覚だということの新しいあらわれですよ。そのことを指摘しておきたい。

佐藤参考人の調査報告は、確定できる事実、確定できない問題点等々を整理されて、確実に確定できるということを的確に述べておられまして、御努力に敬意を表したいと思うんです。

問題のテーブを見せた二階のE2という小さな編集室、地図を見ますと非常に狭い部屋ですね。それについて、Fディレクターが見せたということとの事実を確認し、その指示はAとEの二人のプロデューサーが行ったということをも確認され、オウム側が見たのはだしの上祐とそれから早川の一人だった、早川がメモをとったということも確認されております。そのことだけ確認して書かれてありますけれども、それ以外に例えば私が問題にしているAプロデューサーが立ち会ったかどうかについては書かれておりません。

第一点は、Aプロデューサーは立ち会っていたのかどうか、これが佐藤参考人の特別調査人の調査でもしあわかりになっていればお伺いしたいと思います。

「一番目の問題、倫理の崩壊については佐藤参考人は非常に重視しておられて、例えば10ページ、「素材は見せるべきではない。就中、対立している相手方に対しては見せるべきではない。」といふ意見が圧倒的であつた」TBSの社内では、だから、非常にルーズだったということを書いて

おられますし、それから通報しなかつた問題についても、厳しい非難を受けるのはまことに当然のことだということを十五ページで書いておられます。そして、彼らの弁明というのはおよそ理解しにくい弁解だ、そう言われ、十五ページでは次のように厳しく指摘されています。

坂本一家行方不明の報道に接し、オウムのメンバーが坂本弁護士の事務所を訪ねて激しい議論をした、その事実を聞くに及んで「事のあまりに重大な進展に驚愕したため、自らの失策を公表する大気を欠いたまま、眞実を語ることを拒否している」としか考えられない」、こう言われておりま

は、それを守らなければニユースソースに命の危
害さえ加えられる危険があるからこそニユーズ
ソースの秘匿と保護、こういうことがあるんで
す。

そういう意味で、私は今度のTBSが引き起
した譲りというのは、オウム全体の犯罪がそ
う結果責任と結びついているとか思えない。だ
からこそこれだけ社会的大問題になっていると
うんですけれども、佐藤さん、大変御専門の立場
から、そういう放送ジャーナリズムの倫理を破つ
たという今回の問題と、今回の坂本弁護士殺害事
件を初めとするオウムの犯罪の結果との関連につ
いて、もし御意見があればお伺いしたいと思いま
す。

か、私たちよつとつかまえ損ねておりますので、おし改めて御質問がござりますれば御返事申し上げます。

○小林元君 平成会の小林でございます。

きょうは、砂原参考人以下御苦勞さまでございました。

先ほど冒頭に、今回の調査に關しまして、四月三十日付の調査報告といふこととあわせてTBSBSの対応についてお伺いをしたんですけども、TBSの方で郵政大臣に報告した報告書によりますと、もう今さら言つまでもありませんけれども、「当社の行為が放送の基本的倫理に反するものであり、視聴者の信頼を傷つけ、放送界全体に混迷を

○参考人(佐藤庄市郎君) 第一点のAプロデューサーはいつ問題のテープを見たかという点につきましては、私の記憶に間違いがなければ、Aプロデューサーは十月二十六日には見ておらない。では、いつ見たかというのは、話では十一月十五日以前には見たような気がするという返事しか得られなかつたと思います。

それから、こういう倫理規定、倫理に違反して、その結果重大なる事件が起きた。これに対する責任をどのように、だれがとるべきかということとは、私は「結語」において申し述べております。先ほどから問題になつておりますように、場合によってはそういうテープを見せるることもあらうが、これを見せたことというのが當時どのようない得るのではないかとというような点がもしあるとすれば、これを見せたことといふのが、万大だれも知り得ないことであって、私個人としては、個人責任はない。それ相応ではあるべきであるが、それほど結果書類を個人に全部負わせることは適当ではないのであるうか、これは会社として責任をとるべきではないか。その責任のとり方というのはいかなるものであるうか、これについては問題提起するにとどめるというのが私の「結語」でござります。それからまたもう一点、何がございましたですか

係各位にお詫び申し上げる次第です、「こういうふうなことが報告をされております。それに対しまして、郵政大臣から五月十七日に厳重なる注意といふようなことで文書が手交されたわけございまます。

そういう中で、今後の措置というものがいろいろ書いてございます。先ほどの説明によりますと、そういう具体的な措置について今後こういうふうにしたいというお話はあつたんでございまますが、砂原参考人御自身の言葉として、こういう重注意を受けたということは、論議機関として権力の介入というような考え方があるのか、これではやむを得なかつた。今回の厳重注意措置についてどのような考え方を持っておられるか、またこの措置に対してどのような基本的な所信をお持ちなのか、ひとつお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、四月三十日でしたか、白主的に検証番組ということで、七時から十一時まで四時間にわたって検証番組がありました。私も見ておりました。それにつきまして、視聴者の方の反応というものはどのようなものであったのか。

私はちよつと先ほど電話をして、TBSの視聴者センターというところがあるんだそうでございますが、そこでいろいろ伺つたんですけど、

プロデューサーはいつ見たのか、私は恐らく公開捜査になつてから慌てて見たんだと思うんです。見て、こういう激しい内容だったのかと。そうすると殺害事件、このときはまだ失踪事件でしようけれども、オウムがやつたのかもしれぬ、そうなふると、見せたことが犯罪の重要な動機になつたかもしれないという非常な恐怖を恐らく感じたのではないかと思うんです。そうすると、佐藤参考人が書かれているよくなこなういう気分に陥って、驚愕して勇氣も欠いて真実を必死に隠した、非常に厳しい非難に直面することを続けたと思うんです。私の推定です。

佐藤参考人には二番目に、一体いつ見たんだろうということについて佐藤参考人の指摘と関連して御意見をお伺いしたいと思います。

三つ目は、結果責任……

○参考人(佐藤庄市郎君) 第一点のAプロデューサーはいつ問題のテープを見たかという点につきましては、私の記憶に間違いがなければ、Aプロデューサーは十月二十六日には見ておらない。では、いつ見たかというのは、話では十一月十五日以前には見たような気がするという返事しか得られなかつたと思います。

それから、こういつ倫理規定、倫理に違反して、その結果重大なる事件が起きた。これに対する責任をどのように、だれがとるべきかというふことは、私は「結語」において申し述べております。先ほどから問題になっておりますように、場合によってはそういうテープを見せることもありますし、り得るのではないかというような点がもあるとすれば、これを見せたことというのが当時どのようない結果をもたらすか、これは万人だれも知り得ないことであつて、私個人としては、個人責任はそれ相応ではあるべきであるが、それほど結果責

係各位に申しあげます。それが報告書をされております。それに対しまして、郵政大臣から五月十七日に厳重なる注意といふようなことで文書が手交されたわけでござります。そういう中で、今後の措置といつものいろいろ書いてございます。先ほどの説明によりますと、そういう具体的な措置について今後こういうふうにしたいというお話はあつたんでございますが、砂原参考人御自身の言葉として、こういう厳重注意を受けたということは、言論機関として公権力の介入というような考え方があるのか、これではやむを得なかつた、今回の厳重注意措置についてどのような考え方を持っておられるか、またこの措置に対してどのような基本的な所信をお持ちなのか、ひとつお伺いしたいと思います。

それからもう一つは、四月三十日でしたか、主旨的に検証番組ということで、七時から十一時まで四時間にわたって検証番組がありました。私

任を個人に全部負わせることは適当ではないのではないか。これは会社として責任をとるべきではないか。その責任のとり方というのはいかなるふうであるうか、これについては問題提起するにとどめるというのが私の「結語」でございます。それからまたもう一点、何がございましたですか

私はちょっと先ほど電話をしまして、TBSの視聴者センターというところがあるんだそうでございますが、そこでいろいろ伺つたんですけれども、その反応というものはどのようなものであつたのか。

か、私ちょっとつかまえ損ねておりますので、お
し改めて御質問がござりますれば御返事申し上げ

か、私ちょっとつかまえ損ねておりますので、お
し改めて御質問がござりますれば御返事申し上げ

せつかくそういう検証番組といいますか、T-B
も、やはりたくさん反応があつたというような話
でございまして、あんなものじゃとても物足りない
い、突っ込みが足りないという意見が非常に多
かったというふうに聞いております。

S 자체로企画をされておやりになつたわけでありますが、普通の番組ですと、そういう中にファクタスなり電話で視聴者の反応を聞くというようなことはテレビの番組ではもう日常茶飯事に行われておるわけですが、そういうことを考えなかつたのかどうか。要するに、国民なり視聴者に向けてTBSとしてはこういうことを明らかにする、明らかにしたい、あるいはこういう点が疑問だというものを対してお答えをするというのが本来ではなかったのかというふうに考えております。

ます。また、多方面からちょうどいいました。厳しい御批判を非常に重く受けております。郵政省の厳重注意については、特に行政の判断のところであると私どもは受けとめております。今後、放送の使命を果たすべく全力を挙げて取り組む存でございます。

そして、信頼回復というのは放送を通じて、番組を通じてやっていかなければならぬ問題であります。視聴者におわかりいただけるのは、我々が組織を改革したとかなんとかというよりも、その結果として起こるやっぱり番組を通じての信頼回復、御理解をいただくことだと思っております。そのために、今度の改革が、全社員の協力で魂を入れ、また教育研修を行き届かせ、とにかく全力を挙げてこの厳重注意を重く受けとめて改革

を見抜けなかつたかという御質問であろうと思つておられます。

これに關しましては、全く私どもジャーナリストとして本当にそういう先見性を持ちたかったたゞ非常に悔しい思いでござります。このことに關しましては、私どもの報道あるいは情報系、もちろんそればかりではありません、制作に携わる者はだれでもそういうジャーナリストとしての先見性を持ち得るよう、各人の努力もございますが、会社としても現場の教育あるいは教育システムの徹底ということで、せひそういう先見性を備えたジャーナリストを一人でも多く私どもの会社が生み出すことがまさに間われていることだらうと田います。そのつもりで努力をいたします。

○保坂三蔵君　自民党的保坂でございます。

り込んでいった。私はそう思ふんです。
ですから、これは質問じゃないんですが、委員長の御配慮で、前回は私の質問が終わって、再質問の機会がないときに磯崎社長から十は全部風間である、そんなのはうわさだと一蹴されたんです。私は発言の機会がなかったのですから、それは委員会のお取り計らいで削除をされました。
鶴下前常務はその御担当の委員長ですね。今まであの「10の疑惑」というのは全く根も葉もないうわさであって、TBSへのいわれなき他からの横やりである、こうお考えでしようか。
○参考人(鶴下信一君) この問題に聞しましては調査チームの鈴木から若干お答えする方がよろしかろうと思います。それで、よろしうございましょうか。「それはちゃんと答弁してもらわねば

それがからも二二一は、やはり三回の事件、本邦に結果責任ということが今いろいろ言われておりますけれども、このオウム事件というものが非常に集団的な凶悪犯罪だということになつたわけで、ですが、スタートのころはだれがそれを予測し得たかということになりますと、それはなかなか大変ですか

二項、三項については鷗下参考人より答えていただきます。

一点だけお尋ねしたいんですか。その前に、前回の参議院通信委員会でTBSの幹部の方々がお見えになりましたとき、鶴下重役もおいでになりましたが、そのときの質問の最後に、私はTBSとオウムの報道に関しての疑惑を要約いたしまして十項目にまとめてお尋ねしたわけです。

○保坂三藏君 杜長の言葉で聞いたんですよ。
「あなたがそういう答弁されていいから」と畔み
者あり
○参考人(職下信一君) ちょっとお待ちください
ませ。

難しい問題であります。今、政治のといいますか、阪神大震災の話ではありませんが、危機管理というか、そういう小さな芽の段階で判断といふか、予測はできないのかもしませんけれども、これは大変な重要な問題である、重大かどうかは別としまして。

に努力の跡は認める、不明なところはまだあるし、物足りないところはあるけれどもその努力は認められるという御批判やら、さまざまなお評議をいたしております。

あのお尋ねは、何といいましても「BBS」がオーディオの報道では突出していた、「スペース」「が相手」という記録をとるほど、やはりTBSは率直に言つてオーディオでかなりポイントを上げていたといふのが私たちの感覚だったんですよ。そういううから先見性とか、あるいは行き過ぎたとか改善

○委員長(及川一夫君) 参考人に申し上げます。
私が議事さばきをやっておりましたが、あのときには社長さんが発言を求めてまして、これは広田先生の質問に、質問というよりも御意見といふのを聞いた上で、それに対する反論かと思つておつたら、そうじやなしなに、前回の発言を訂正す

そういう危機管理意識というのか、そういうものがやはりテレビ局にも必要なんではないかと思思います。そしてまた、それがそういう犯罪を防止する、そして国民をよい方向へ向けていくというようなことになるんではないか。それこそが本當

めでやるという御意見等がずっと僕は長く続くん
だらうと思います。長く続いていた。だけることが
やはり私どものこれから信用の再構築、信用の
再生、そういうものの肥やしになるのだろうとい
うふうに考えております。

たいということで保坂さんの意見について全面否定するような発言があつたんです。だから、そなへはちょっと委員会のルールからいっても、それから前後のつなぎからいっても問題があると思うから、委員長として後で整理をするが、そういうふ

に言論報道である。あるいは公共性の強いテレビの役割ではないかというふうに考えるわけでござりますが、その辺に関してお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○参考人 砂原幸雄君) 今回の郵政大臣からの厳重注意に関してでありますと、とにかく私どものこうした不祥事につきましては深く反省しております。

それから、先生おっしゃいました三番目のジャーナリズムとしての危機管理はどうかという御質問でございます。

もちろん、今回の場合は社としての危機管理の対応もございましたが、まずその前にオウムの犯罪性をどの辺まで早く、つまりジャーナリストであれば一般人よりも早く先見性を持ってそのこと

やはり現場はもう強引詰めた考え方で、命がけじゃないんですか、暴力団と対応したり。現にあの千代田分室で取材が行われたときは、サンデー毎日の牧編集長は既にオウム教団に身の危険を感じたと言っているんですよ。先見性を持つて取材し、オウムの異質性を知れば知るほど怖さを知っていたんじゃないんですか。にもかかわらずのめ

えについては疑問がありますということを申し上げた経過がござります。

したがって、この辺は今の保坂先生の御質問には砂原参考の方から、やっぱり社長なんで、そういう経過があったということを前提にしてお答えをいただき、もし、それで当時の出席者として問題がある。あるんじやなくて不十分だという

うにお考えになるなんなら贈り下さん、あるいは鉛筆参考人からお答えいたたく、こういうふうにしたいと思うんですが、砂原参考人、いかがですか。

○参考人(砂原幸雄君) 前回の際に先生から御指摘いただいたという「10の疑惑」、まことに申しわけございません、十のことに関して私明確に会思い出しますことができません。申しわけなく思つております。

室というところで放送倫理に非常にもとるような出来事があつた反面、あつ一つ報道局に属する「スペースJ」いうところでは非常に突出した取材というのもございました。それは本当に体を張った結果だと思ひますし、それゆえにいろいろと後になつて取材のあり方ということに関していろいろな問題も残したことであると思ひます。

道倫理に欠けた、本当にいわば初步的なこととさう
判断に誤ったセクションというのもござります
し、また突出した二つのチームというものが本當
に両存しました。それゆえにいろんな疑惑といふ
ものもいただきました。それに関して、第一次調
査が誤ったということ以来、私ども丹念にいろいろ
と調査をしてまいりました。このことに関しては
て、本日出席し、鈴木もその責任者であります
で、その疑惑に関して鈴木からも話を聞いていた
だければと思つておりますが、いかがでございま
しょう。

○保坂三藏君 結構です。
○参考人(鈴木清生君) 先生が御指摘になりまして、あれ以降私どもも結構であります。それで、どうでなかつたものもござりますし、また残つてゐるものもござります。今現在、そういう状況でございます。

○保坂三藏君 今、全部御答弁いただかなくては、部分的には調査結果を拝見しておりますから、

この場では結構です。結構ですけれども、私も、この間の質問で述べたんですけれども、今回のTBSの事件の不祥事というのは幾つものいろんな事件が重なっているという実態。それと、「3時あいまいさ」とのあの取材と前後する坂本事件の件と、それから日本テレビの十月十九日の報道からの御社のトップのこの問題に対するスタンスの分岐点といいましょうか、これを前後で感じるわけですね。当然、異質なものもある、しかし底辺に流れれる同質のものもある、こういういろいろ思うんですね。

そういうことを考えますと、日本テレビの事件がきっかけに、それまでテープを提出したり、それはいろいろ事情はお話をありましたけれども、やっぱりマザーテープを提出するというのは、今までいろいろ議論がありましたでしょう。ありました中から、テープを提供して地検に協力をすると、事件の重みを痛感している、こういう姿勢をとりながら、何で十月十九日から地検のいろんな警告も無視して変わつていったんだでしょうね。これがわからないんですよ。

それで、さきの衆議院の選信委員会では、三時の心境を社長は、当時社長さんではなかったと存じますけれども、社長さんは感情的な選択で、あつたと。言葉じりをとるつもりはありませんが、こんな重大な問題で、会社がつぶれるかつぶれないかというのはそれはわかりませんよ。しかしながら、そのぐらいに大きなオウムの事件が起きている中で、感情的な選択なんというのは考えられますかね。これは佐藤弁護士の御調査の中でもどういうふうに御判断されていくかですね。それから、坂本テープの動きに対しても重要性の認識に欠けていた。いずれもエモーショナルな御判断をして、いるような感じなんです。

れかららにいかるには、私個人の見解を申し上げ
れば、番たび、貴重な部分に危機管理、会社全体
を守り、社員の取材上の危険を守り、それから取
材を受けたり、それによつて放送したりしなかつ
たりという問題はともかくとして、被害者が出た
り、そういう事件の際、判断の重要なポイントで
専門家の認識、専門家の見解というのは聞くもの
じゃないんでしょうか。例えば刑事案件で、宗教
事件だとあるいはそのほかの事件で専門家の弁
護士さんに聞くとか、そういうことをされないん
でしょうか。TBSさんはされたんじゃないんで
すか、今度も法務部をきちんとつくりましたけれ
ども。

これがどうしてもわからないんです、僕は。そこから幹部のミスリードが始まっているわけですね。いろんな状況が集まって、プロデューサーが見せないと言つたって、その事実と判断というのは違うんじゃないんですか、トップは。判断でこれを見せたこと、結果的には、きょうの同じ委員会でも二人のプロデューサーは見せる指示をした、こう言っていますよ、どなたかの御答弁では。もう既に衆議院では言っていますよ、二人のプロデューサーは見せると。しかし、プロデューサーは見せると言つていませんよ、今までの調査報告書では。

ですから、状況判断というのはそこまでかちんきちんと。現に、早川メモでは日付が特定され、いつどこでとか、言い回しから、それから特殊な

そうすると、青山弁護士という法律の専門家が責めて、前にも私この委員会でお話したんです
が、東京都がこの三ヶ月ぐらい前に認証を起こす
ときも、個人を最後まで裁判で責めるだと、損害
賠償をするだと、カルト教団共通の訴訟をちらちら
させながらやるわけです。そういう専門的な分
野に入っていったらば、弁護士さんと相談するの
もありましたよね。

が常識じゃないですか

それから、私の「10の疑惑」のときも、先生の御発言があった後に社長がぱっと突発的に言われたのは、後ろから弁護士さんが言ったんじゃないんですか、まあ知らないことにしておけと。

「私たちは、交通事故を起こしますと、出ていくべきなり謝るなど、お前が悪いと先に言えと、

自分が悪くても、それが訴訟になつたときの第一発のあいさつ。私も法字部ですけれども、和菴だとか強姦なんというときもそういうケースタディーも習いました、絶対自分の非を先に認めるなど。しかし、そういうやり方というのは、弁護士さんの訴訟上の技術的な問題でこういうミスリードに手をかしたとしたならば私はゆき

事態だと思う。
私、今お尋ねするのは、最終的には御答弁はなぜミスリードしたかというのは言えませんでしよう。しかし、少なくとも弁護士さんというお立場で佐藤先生が御見解を持っていたらぜひ伺いたい。青山弁護士ももともとは日弁連の会長の鬼追先生のところの所員でしょう。現に、日弁連の会長に鬼追先生が立候補されたとき、私はオウムと関係ありません、青山弁護士は首を切りましたとおっしゃって当選されていますね。

弁護士さんの職業的な人権上の問題とか、いろいろそういう点でも、片方の依頼者からの依頼を受けるという立場もあるでしょうけれども、こういうTBSを救わなくちゃならないときに、ミスリードというようなときに、弁護士さんがどういう絡みを今までしてきたんだらうか。これで終わるのですが、そういう見解をぜひ承りたい。

○委員長(及川一夫君) 保坂先生、まとめてください。

○保坂三蔵君 それから、時間ありませんので委員長にお願いしたいんですけど、結局、私はTBSを責めているんじやないんです。現実的にはこういう事件を再び起こしちゃいけないと思う立場から申し上げておりますし、被害者が出したときの救

的な対応策というのが発表された中に、権利者の方が多いんでしょうか。権利救済のことについて全く触れていないんです。できれば委員長のお取扱い計らいで、こうなってから第三機関としての救渉機関を設けて、多チャンネル時代に入っていますから、どういうところでどういう放送が行われているかわかりませんので、そういうときに被害者が出てたり、あるいは被害者が出たと判断されたら、第三者であっても訴えたら、それを判断する場所をぜひ設けていただきたいんです。これを申し上げておきます。

そして、最後に申し上げたいんですが、個人的なことで恐縮なんですが、私は鴨下重役の後輩なんです。全く個人的なことで恐縮です。ある高校、中学の先輩として、TBSというは株式会社東京放送、東京の人間というはTBSに対してまた違う感情を持つていてるんです。物すごい親しみを持っているんです。その会社の常務さんなんですかでいられて、我々の誇りだったんです。その鴨下さんが番組に出られて後輩の方から責められた。あれもよくなかつたですね。検証番組としては仕方ないかもしれませんのが、本当に悲しい思いをしましたよ。

TBSが今この事件を乗り越えて立ち直らなければなりません。民放の雄だけじゃなくて、民放連自体だってTBSがつくってきたんじゃないですか、初代の足立さんを初めてとして。砂原社長、せひこの危機を乗り越えてTBSを再生させなければ、日本のみ映像メディアは救われませんよ。

そういう点を、最後は要望を委員長と会社に申し上げましたけれども、一般論として、先ほど申し上げました弁護士さんとのかかわり合い、ひとつぜひ佐藤先生の御卓見と、事件を御調査になつた結果、弁護士さんというのは何にも関係なかつたのか、本当に何も関係なかつたのか。お名前が一人も出ませんけれども、顧問弁護士は、そのごとだけをお尋ねします。

○委員長(及川一夫君) 佐藤先生にはよんどころ
ない事情があつて時間が制限されておりますので、私の判断で大変恐縮ですが、山田先生が何かを
佐藤先生に御質問があると。簡単にひとつお願ひ
します。

○山田俊昭君 お忙しい先生、恐縮ですが、二院
クラブの山田でござります。

佐藤参考人にお尋ねしたいんですが、一連のオ
ウムに関連する調査をTBSから依頼を受けて調
査をなさって報告書が出たということなんですが、
が、先生がこれを受けて調査報告書を出される、
受けて立つ立場というのはどんなものかとお尋ね
します。

見を大いに尊重してやられたというふうに考えております。しかし、結果としては、どうも私どもが納得するようなアドバイスとか結果というものがなっていなかつてはいけないかというふうに私は考えました。

それから、今度の問題で、これについて守秘義務その他の点についてどう考えるか、こういうお尋ねですが、私どもがこの事件を受けましたのはTBSに関係のある弁護士を通じて受けたのであります。そのときに、独立して自由にこの事件を解剖し判断してください、こういう依頼がありました。したがいまして、その意味でのいわゆる守秘義務といふものはその報告書に記載する限りにおいて問題はないというふうに私は考えておりま

の不利益とか決定的な秘密事項は漏らしちゃならないという法的な義務があるわけあります。そういうところをどの程度、どうお考えのもとにこの調査報告書を作成されたかということをお尋ねしたいと思います。

お忙いところ恐縮ですが、先生は客観的にいろいろな調査を一ヶ月もかけてなさいました。そして、この調査報告書ができ上がりまして、私ども拝見させていただきました。調査される中でいろいろと問題点なり今後のあるべき姿とか、先ほど上田先生も御質問になつたんですが、TBSがジャーナリズムとしての倫理にどこにどう違反したのか、客観的な調査をされた先生が主観的な、TBSが今後にいかにあるべきかという問題も含めまして、テレビ報道がどうあるべきかということを調査をされた担当者としてどうお考えか、その所見をお伺いいたしたいと思います。

○参考人(佐藤庄市郎君) 先ほどの保坂先生の質問で、私が会社から受け取りましたいろいろの書面の中で、TBS側が意見を求めた弁護士の名前は四名、あるいはこれは名前が出ておりませんので私ははつきりいたしませんが、六名ぐらいおられたのではないかと思います。

見を大いに尊重してやられたというふうに考えております。しかし、結果としては、どうも私どもが納得するようなアドバイスとか結果というものは、になつてないのではないかというふうに私は考えました。

それから、今度の問題で、これについて守秘義務その他の点についてどう考えるか、こういうお尋ねですが、私どもがこの事件を受けましたのは、TBSに関係のある弁護士を通じて受けたのであります。そのときに、独立して自由にこの事件を解剖し判断してください、こういう依頼であります。したがいまして、その意味でのいわゆる守秘義務というものはその報告書に記載する限りにおいて問題はないというふうに私は考えております。

それからもう一つは、そういうことで……

○山田俊昭君　先生の主観的な今後のTBS及びテレビ放送の……

○参考人(佐藤庄市郎君)　放送倫理のあり方とか、今後のTBSはいかにあるべきかといふような点についての主観的な考え方ということをござりますけれども、どうも私、放送そのものについては専門家でございません。マスコミに関係をいたしましたのは今回が初めてでございます。したがって、その点、いかにあるべきかという点は、私としてはちょっと意見、いい考え方方が浮かんでおります。

ただ、先ほど保坂さんでしたかの意見に出たように、TBS側としては今後違った解決の方法があるのではないかという点については、私もそのような解決の方法があるかなというふうに考えております。

○広中和歌子君　一つだけ簡単に御質問させていただきます。

相聴率についてたびたび御質問があつたわけですが、今後の民放の方にもかかわりますので、一言お伺いいたします。

(委員長退席、理事吉村剛太郎君着席)

この視聴率について砂原社長は、視聴率を無視はできない、しかしそれを質に置きかえ志を持つた番組をつくっていくとおっしゃいました、その心意気を大いに多とするものでござります。そしてまた、それを期待しているものでございます。

しかしながら、申し上げるまでもなく民放というのはコマーシャル収入によって成り立っているものでございます。ですから、コマーシャルの収入と番組の視聴率、それがどのようにかかわっていくのか。今後、スポンサーが志を買っててくれるようになるには、やはり東京放送、TBSだけの御努力ではなくて放送界全体の問題となると思いますけれども、砂原社長は、今後、イニシアチブを持たれ、そしてそういうような方向に民放を引っ張っていくお考えがあるかどうか、御決意を伺いまして御質問とさせていただきます。

(理事吉村剛太郎君退席、委員長着席)

○参考人(砂原幸雄君) 確かに、私ども民間会社としまして、広告収入といいますか、それは重要な柱の一つであると思います。また、今現在の我々の営業収入が視聴率にリンクしたスポットというものによつて非常に大きく動いているのも事実でございます。

しかし、だからといって、ただ視聴率だけに流れていっては番組の質といつのはどこかに置き忘れてしまつ。やっぱり視聴率といつのは質を伴つた、質において視聴者に支持され得るような形というものをとるのが我々の目指す道でありますし、また我々の収入の中には番組を提供することによって、番組の提供といつ形でクライアントから収入を得ることもござります。

一概にクライアントは視聴率ばかりを追うといつようなことではない。クライアントも視聴率は意識しないはずはないと思つております。何もTBSが云々じゃございません。

そこで、頭を切りかえて、この一法案について自由民主党を代表して質問をさせていただきます。

まず最初に、せつかく小山理事長が参考人とし

ものを的確にくみ上げて、そしてそういうクラ

イントのニーズと我々の志というものが結びついていく形で番組を開発していきたい、そのように私はこれから頑張っていきたいというふうに思つております。

○委員長(及川一夫君) ほかにも御質問あらうかと存じますが、予定の時間も来ておりますので、本調査に対する本日の質疑はこの程度にとどめた

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は長時間にわたり本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございました。放送界の健全な発展を我々も願つておりますので、よろしくお願いしたいと存じます。厚く御礼を申し上げ、三参考人の方々は退席していただけ結構でござります。ありがとうございました。

五分ほど休憩させていただきます。

午後四時七分休憩

午後四時十二分開会

○委員長(及川一夫君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案及び通信・放送機構法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。両案につきましては既に趣旨説明を聽取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○住友有信君 今までのTBSとは違いますから、我々は頭を切りかえなきゃいかぬわけございません。

すけれども、しかし通信委員会といつのは、予算BBSが云々じゃございません。

そこで、頭を切りかえて、この一法案について

構との関連ということで御質問申し上げます。

昔は通信・放送衛星の管制だけだった。それを

みずからも所有する。さらには、平成の時代に入つてから情報通信行政のいろんな政策展開、い

ろんな立法が出まして、そしてそれがみんな機構、郵政省にとりましては行政上の唯一の認可法人と考えておりますけれども、それが執行部隊である。立法、政策、これを実行していく強力な手段である、こういうふうに考えております。

そこで、機構もどんどんいろんな世界が広がりまして、例えば経理面の勘定から見ると七つも勘定がある。いろんな立法で次々に毎年新しい行政の手法が出て、これを実行するのが機構なんですね。だから、法律と同時にその執行面がどのよう

な実績を生んでおるのかといつのは我々通信委員会としては非常に重大なテーマではないか。決算委員会等でも、やはり参議院は決算と言われますけれども、予算をプラン・ドゥー・シーして次にプランに移る、これではないか。それで、通信委員会での、行政の唯一の認可法人ですから、そういう意味で私はこの機構の実績といつか、勘定別に幾つも分かれております。いろんな機能を持つております。

そして、機構法の中では三十二条第三項ですか、財務諸表、事業報告、予算区分に従つた決算報告書を備えつけなければならない、事務所には。そしてまた、一方では公開規定、内閣としてもそういうものを、特殊法人だけでなく、各省

庁と特殊法人は決算委員会でやりますけれども、認可法人についても、決算委員会といつ意味ではなくて、これは通信に関する世界だけです

か、またどういう陰路があるかとか、そういう感じを、感じで結構ですから、こういう公の場で率直におっしゃつていただく。大臣以下政府委員は

それを聞いておるわけですから、執行部隊としての責任者として、例えて言うなら定員はたつた百二十名ぐらいしかおらぬ。全国に一ヵ所、地方にプランチもない、地方の時代と言われながら。

それで、いろんな例を挙げますけれども、東京、関東中心だ。奈良とか京都、神戸にちょっと

ある。九州にはたつた一つ、リサーチセンターが佐世保だけ。四国でも一ヵ所だけとか、地方から

それを見ましてもせつかくのこの機構の動きといつのがだけではだめなんだから、その実績、実行した姿

の通信委員会に提出していただきたい。委員会と

して一遍そういう角度で理事会でもお詫びいただきたい。

実は、情報公開といつのは非常に強くいろんな世界で言われておるけれども、具体的には法律に提出されまして、これは与野党とも十分御審議いただいて、それを知ること、郵政省の政策に従つて機構がどのような成果を上げておるかという角

度で我々は委員会としてこれを十分踏まえて、また次の新しい政策へ展開していく、これは非常に大事じゃないかと思っておりますので、委員長や理事の皆さん方も冒頭に一言お願いを申し上げる次第でござります。それが入り口の論論でござい

ます。

またもう一つは、この実行部隊の機構として、郵政省がいろいろ法律をつくり予算化したりして、勘定も七つある。多様多面ないろいろな手法が入つておるわけですね。対象もいろいろ違うし手法も違う。こういうものを理事長としてずっと理事の皆さん方も冒頭に一言お願いを申し上げます。

ただ、それを知ること、郵政省の政策に従つて機構がどのような成果を上げておるかという角

度で我々は委員会としてこれを十分踏まえて、また次の新しい政策へ展開していく、これは非常に大事じゃないかと思っておりますので、委員長や理事の皆さん方も冒頭に一言お願いを申し上げる次第でござります。それが入り口の論論でござい

ます。

またもう一つは、この実行部隊の機構として、郵政省がいろいろ法律をつくり予算化したりして、勘定も七つある。多様多面ないろいろな手法が入つておるわけですね。対象もいろいろ違うし手法も違う。こういうものを理事長としてずっと理事の皆さん方も冒頭に一言お願いを申し上げる次第でござります。それが入り口の論論でござい

ます。

またもう一つは、この実行部隊の機構として、郵政省がいろいろ法律をつくり予算化したりして、勘定も七つある。多様多面ないろいろな手法が入つておるわけですね。対象もいろいろ違うし手法も違う。こういうものを理事長としてずっと理事の皆さん方も冒頭に一言お願いを申し上げる次第でござります。それが入り口の論論でござい

ます。

またもう一つは、この実行部隊の機構として、郵政省がいろいろ法律をつくり予算化したりして、勘定も七つある。多様多面ないろいろな手法が入つておるわけですね。対象もいろいろ違うし手法も違う。こういうものを理事長としてずっと理事の皆さん方も冒頭に一言お願いを申し上げる次第でござります。それが入り口の論論でござい

ます。

またもう一つは、この実行部隊の機構として、郵政省がいろいろ法律をつくり予算化したりして、勘定も七つある。多様多面ないろいろな手法が入つておるわけですね。対象もいろいろ違うし手法も違う。こういうものを理事長としてずっと理事の皆さん方も冒頭に一言お願いを申し上げる次第でござります。それが入り口の論論でござい

ます。

て。テクノボリスとかいろいろやつております。電子応用機械技術研究所とか、私の熊本のところはやつておるけれども、なかなか見えない。

そういう点で、また理事長もいろいろ行政側にも要望したいことがあるだろうと思ひます。定員の話も一言言いましたけれども、やっとこさ七名ふえた。やっと百二十名になつた。これだけ七つの勘定もあって、いろんな法律制度がありながら、果たしてどういう気持ちでみずから責任者として執行しておられるかという点を率直にお気持ちをお話しいただきたいと思います。

○参考人(小山森也君) 最初に、当委員会の常日ごろの御支援と御指導をいただきまして、私ども機関の業務推進を順調にいかせていただいていることに御礼を申し上げておきます。

それから、ただいま守住先生の方からお話をございました率直なということです。率直なことを申し上げますと、それは人間と人間のやることでござりますので一〇〇%すべて小骨も刺さないというようなことはございません。ただ問題は、そのことによって私どもの機関に命ぜられております仕事の業務ができるいくのに支障があるかどうかということです。そこで、關係御当局の非常な御理解と御指導を得られまして、現状では特にここで大きな声を上げて非常に困るというようなことはございません。

特に、定員にいたしましても、今、先生御発言いただきましたように、本年度七名の定員の増もいただきました。それで、そういう意味では非常に私も御理解ある行政御当局、政策御当局、国全体の政策に基づく実施機関として仕事をさせていただいていることを申し上げたいと思ひます。

○守住有信君 私としては、多少外交辞令的に公細かい点もあるかもしれません、もっととかくありたいというような、今後も、また来年も恐らくこういう機関に対する実行部隊としての新しい時代の変化に即応して郵政もいろいろ立法され

ると思うんです。そして、いろんな手法があるん

だな。手法が違うんだよ。信用保証から始まつて、基金とか出資とか研究開発とか、そういう民間の世界、あるいは各研究機関との関連とか、

すと次元の違う、手法が違うことがあるわけです。そういう資本の出資から始まつていろいろあるわけだ。民間の金融機関、開銀との関係、その他ももちろんありますよ。そういう点でひとつ両方とも連携して、行政と実行部隊が連携して地域に向かっても力強く進めぬと、地方から見て、通信・放送機構と私が質問します。例えば県厅に質問します。うつという声がはね返ってくるんだ

な。それを余計感じております。

周知徹底も、何か聞いておると、パンフレット

もありますよ。機構へ参観された人にはお渡ししております。果たして関連する産業界のトップクラスとか各種研究機関とか大学とか、そういうところなどを申し上げますと、それは人間と人間のやることでござりますので一〇〇%すべて小骨も刺さないというようなことはございません。ただ問題は、そのことによって私どもの機関に命ぜられております仕事の業務ができるいくのに支障があるかどうかということです。そこで、關係御当局の非常な御理解と御指導を得られまして、現状では特にここで大きな声を上げて非常に困るというようなことはございません。

特に、定員にいたしましても、今、先生御発言いただきましたように、本年度七名の定員の増もいただきました。それで、そういう意味では非常に私も御理解ある行政御当局、政策御当局、国全体の政策に基づく実施機関として仕事をさせていただいていることを申し上げたいと思ひます。

○参考人(小山森也君) 私どもは、実際の仕事をする上におきまして、ほとんど地方公共団体と共に同でやると。第三セクターであるとか、それからいろいろな通信機器関係あるいは通信事業者とのペアでもって組んでやるということは大いにござ

いますので、そいつた意味ではほとんどの地方公共団体にはそいつた周知のパンフレット等はお配りしております。

特にまた、難視聴地域解消というようなこともやっていることは正義で正しいと、全部が完璧にやっているということを申し上げるつもりはございませんでした、また行政当局ともいろいろ御相談しましたら、また行政当局ともいろいろ御相談しまして、足りない点はどんどんこれからも改善していくなければならぬ、こう思つておる次第でございます。

○参考人(小山森也君) あと、ほかのいろんなテーマ、切り口がありますので、お隣の建設省の方へ今からお尋ねしたいと思いますから、結構です。

まず建設省ですが、今度の法案の中へ初めて対象にCATVを入れる。第一種通信事業者だけではなくて光ファイバー、都市型のCATVを入れて、まさにCATVに入れる。第一種通信事業者だけ直して進めていきたいと思っておりますので、こういう周知宣伝の仕方なんかも直接トップの方へ、各国立大学とか私立大学とか研究所とか、あるいは県厅とか企画開発部とか、もちろん世界がある、大学もある。こういう点は機構としてどういう知恵を出して積極的にどのような手法でやつておられるか。通信・放送衛星機構は余り知られてないんですよ、はっきり言って。何か衛星ばかりやっておるようで、衛星はもう抜けておりますわ、通信・放送機構。このところをちょっと幾つかの例でいいから、やり方、啓蒙運動、啓発運動、これをお聞かせいただきたいと思

ります。

まず、今までの現状、道路の利用、それから特

に道路占用料がまことに高く、それに対し

て具体的にどういう現状にあり、そして今後の展開、構想、これをひとつ御説明いただきたいと思

います。

○説明員(峰久幸義君)

高度情報化社会におきま

して、全国的な光ファイバーのネットワーク網を

整備するための情報インフラを早期に整備しなけ

ります。

まず、今までの現状、道路の利用、それから特に道路占用料がまことに高く、それに対し具体的にどういう現状にあり、そして今後の展開、構想、これをひとつ御説明いただきたいと思

います。

CATVについて具体的に申し上げますと、例えば人口五十万人以上の都市におきましては、電線を上空に設けます場合には、今まで年間一メートル当たり三十六円、一キロに直しますと三万六千円でございましたけれども、これを今回の改正によりまして、上空電線でございますが、二十円という形で六割弱になつております。また、電線を地下に設けます場合には、さらなる安くなつております。

CATVのグレードも使う、しかも低廉で使いやすくなる、簡単に言うとそういう遠大な構想です。今までいわば地下共同溝だった、真ん中を掘つた。脇の方を掘つて小さい情報溝、こういうネーミングで地下の数十センチメートルぐらいだな。国道、県道で、これをやろうという構想も出てお

ございます。

それと同時に、いろいろ新聞情報等で御指摘ございましたけれども、我々こういう占用料の問題と同時に、今まで共同溝の整備ですかキャブの整備によりまして情報インフラの整備を進めてきたわけございますけれども、特に昨年の三月には安いコストで管理の容易な電線類の共同収容施設を整備するということから、電線共同溝の整備等に関する特別措置法というものを制定させていただきます。さらに今国会では下水道なんかでございますけれども、下水道の管渠の中に光ファイバーを設置できるようにした、こういう形で公共空間を利用した光ファイバーネットワークの整備ということを今進めているところでございます。

以上でございます。

○守住有信君 それに対して、郵政省はそういう法案で各省庁協議でやるから、そのときからわかつておると思うし、それをきつかけにして建設省がどのように新しい発想でトライしておられるかというのも詳しく御承知でなきゃならぬはずだ、こう思っております。CATV等の所管はあるいは電話も含めてですが、電力は通産だが、含めて御承知だと思つておりますけれども、あえて聞かせん。

ただ、問題は地方なんです。地方で建設省は、例えば九州でいうなら九地建がある。各県ごとに三、四カ所土木事務所がある。それから県の方も土木部、きちっとした組織があつて、河川だらうと道路だらうと都市計画だらうとどんどん連携して進めておる。一方では電監しかないわけですね、地方電監。これと建設省の地方事務所なり地建、それと特に県、これとの三者の連携というのが、本省は当然ですけれども、非常に大事になつてくる。それで、話が抽象論じやなくて、もう具体的にどの道路から取り組むかという現実論になつてくるわけです。そういうときには、片やCATV事業者とか、ほかも関係あるけれども、それとの接点をやはり行政として媒介せにやいかねわ

けだ。せつかく建設省が公共事業としてやつてい

く中でそれが活用されなきやだめなんだ。

そこらもありますから、民間の事業者との間のつなぎ、CATV事業はやっぱり郵政だから、電監。それと建設系の、あるいは県厅も含めた世界との連携を図つていかにやいかぬ、こういう点については郵政省側はどういう発想をしておられるのか。

ただ会議やりましただけじゃだめなんだ。やっぱりさつきの理事長の機構だつてパンフレットだけじゃだめなんだ。地方へ行って講演会をやるとか、そういうのと手法は違うと思いますけれども、同じ各省庁の出先機関なんだから、あるいは事業者との関係、これを今後どういうふうにするか。

建設省の物すごい大構想なんだな。これはすごい、十五万キロ整備する。こういうことですか連携の策というものを、地方も含めて取り組もうと思っておられるか、そのところをお尋ねしたいわけです。

○政府委員(楠田修司君) 先生御指摘のとおり、CATVの例をとりますと、これに係ります道路占用許可につきましては、国道の場合は建設省、県道及び市町村道の場合は道路管理者であります

○守住有信君 今お話を出た、前も水野委員から大阪有線放送、ラジオだった、最初は、暴力団が後ろにおるような会社。不法添架をやるしキャバレーその他、大阪近辺からだつてやつて、何か近ごろは全国展開しちゃって、初めて最近の状況を水野さんから聞いた。前はラジオでやつたけれども、大阪有線。そういうマイナス面の問題もあるから、警察からも来よつたんだ、ここをやろうと、この不法添架している会社を。ぱつと一晩のうちに別のところにひつかける。夜中のうちに別のところへぐつとかけ直すというふうな、いろんなことを

このほか、ケーブルを引く場合に、いま一つは電柱共架ということがありまして、NTTあるいは電力会社の共架の問題がござります。道路占用手続の方は一週間から四週間程度で処理していくだけますけれども、電柱共架の方はむしろ一ヶ月から三ヶ月かかる、こういうような実情もあります。

力をやつしていくことは非常に必要だと思っております。これまでどういうことをやってきたかというこ

とを申し上げますと、もう十分御承知のことと思

いますが、地方建設局が開催する地方電線類地中化協議会というのがございまして、ここへ先ほど申し上げました県とかあるいは建設局、電力、ケーブル、あるいは電監局等が入つてやつております。ただ、これは年に一回でございます。それから、有線放送の関係でこれまでいろいろ問題がありましたので、そういう関係で建設局なり、道

路占用許可とか電柱共架の問題になりますが、それを協議する場というがこれまであつたわけでございます。

今回、非常に建設省の方でいろいろ御努力いたしましたが、なかなか低減といふふうなこともございましたので、それらのメ

リットを還元するという形で、より詳細などといふふうなことにもございましたので、それらのメ

リットを還元するという形で、より詳細などといふふうなことにもございましたので、それらのメ

リットを還元するという形で、より詳細などといふふうなことにもございましたので、それらのメ

リットを還元するという形で、より詳細などといふふうなことにもございましたので、それらのメ

リットを還元するという形で、より詳細などといふふうなことにもございましたので、それらのメ

リットを還元するという形で、より詳細などといふふうなことにもございましたので、それらのメ

私は簡単に書つたところを書いておったわけですが、今でもずっとこの財團法人の形での設備投資その他、お隣にあるわけですか。他の地域の民間と比べてみてどうだろうか。これまで本当に局長さん以下課長さんその他、地方電監もどう認識しておられるだろうかというのを申し上げる次第です。その辺のところを財團法人が、もうずっと昔から財團であります。どう発展させていくのか。この財團法人が見えないんだ。いろんな資料を見ても全然出てこないんだ。どんどん伸びておるところは民間ばかりだ。民間は当然だと思いますけれども、そこらあたりもどう把握しておられるか、お聞かせいたいと思います。

○政府委員(楠田修司君) 先生御指摘の財團形式のCATVというのは、高速道路とか高層建築等の人为的原因によるテレビジョンの受信障害解消を目的に、昭和四十年代ぐらいから各地で先導的に設立されたものでございます。例えば、具体的に申し上げますと、東京ですと財團法人東京ケーブルビジョン、阪神にいきますと阪神ケーブルビジョン、それから名古屋ケーブルビジョン、先ほど御指摘の福岡ケーブルビジョン、これが大きなものでございます。

一方、最近のCATVの動きというものを見てみると、近年、都市型のCATVというのは非常に大きく伸びておりまして、規制緩和もありまして年率二、三〇%の勢いで伸びてきておるということでございます。将来の情報通信の分野での大きな役割を占めるだろうというふうに予測されておるわけであります。そういう中でのこの財團のあり方についての先生の御指摘であろうかと思います。

我々も、この財團においていろんな問題がある、将来性はどうかという点についてはいろいろ考えなければならぬ問題でございます。都市型CATVへどのように財團が移行しなければならないか、こういうような今後のあり方について財團自身においても現在検討しているところでござ

ります。郵政省としましても、必要に応じましてできる限り財團に適切に協力してまいりたい、このように考えておるところであります。

○守住有信君 どうもそういう認識じゃ、基本構造が違うんだよ、財團と株式会社は、財團が增资できますか、スタートのときの。それで、原因者負担で毎年道路公園等からちょぼちよばもらつておるだけだ。現状維持なんですよ。株式は資本の論理だよ、投資だよ、それから技術の論理。光ファイバーだろうと何だろうと、どんどん入れていく。じゃ、どうなんだということを、基本構造が違うんだから、財團と株式会社とは、わかりますか。ここは何か財團にも言つていろいろ努力をしていただいて、大臣、そのところを、あなたは弁護士だから法律制度をおわかりで、一番わかつておるでしょう、株式会社と財團法人の違ひ。

まして、こういう設備投資でやつていく、市民のためにやっていく、そして経営にも営業にも役に立つ。そして光ファイバーの時代、情報通信、電話もできる、通信もできる、インターネットもできる、こういう時代なんですから、あとのデータがあるから、大臣、そこらをよろしくちょっととまことに。まあ文句とは言わぬけれども、今後積極的に取り組んでやついただきたい。

○国務大臣(日野市郎君) 先生御指摘のように、財團とそれから株式会社というものは企業をこれから大きく進めていくか、事業をどう進めていくかと、いうところで非常に違う。そして、株式会社というものは非常に多くのメリットを持っているのはそぞろにあります。だから伸びていくことのおりでございまして、これから伸びていくCATVなんかについてどのようなセクターでしていくのがいいのか、これは十分に検討しながら進めてまいりたい、こう思つております。

○守住有信君 その四つが大都会のど真ん中にあります。守住有信君、その四つが大都会のど真ん中にあります。それを私は次官のとおりでございまして、これから伸びていくCATVなんかない問題でございます。都市型CATVへどのように財團が移行しなければならないか、こういうような今後のあり方について財團自身においても現在検討しているところでござ

け、あとは民間と一緒にになって出捐者と会社をつくれと言つていてもう十何年たつます。もとから

私が現職のころ、当時電電公社でしたが、デジタル化というのが入ってきた、電話のデジタル化。そうしたら、電子交換機、端末のところで相手の電話番号が表示できるんですよ、自動的に。そうすると、それは何のためですか、住所はどこかわかりませんが、しかしあのまま電話利

用社会で自制が起こる。お互い人間だ。それを早くされと言つた。もう一つは幅広く法制度でこの電話というのは非常にメリットがありますが、電話の持つマイナスの特徴というのは何だろうかと考えて整理しました、マイナス面は何だと。

匿名性。まず、匿名だ。発信者主義だ。それから不意打ち。それから情報が限定されるし、人間と人間の音声ですから聞いた側もよくわからぬ。電話の方も、勧誘だけじゃないですよ、無言電話に立つ。そして光ファイバーの時代、情報通信、電話もできる、通信もできる、インターネットもできる、こういう時代なんですから、あとのデータがあるから、大臣、そこらをよろしくちょっととまことに。まあ文句とは言わぬけれども、今後積極的に取り組んでやついただきたい。

ところが、訪問販売でない、電話利用の市民生活に対する、家庭に対する、平和な家庭だ、我が家だってどこだつてリーンというから家庭が出て行くと、ぶつと切れる。われが出たりや何をと言ふんだけれども、嫌がらせから始まって、それが実態なんです。

訪問販売で通産系の消費者センターや経済企画庁の国民生活センター、物すごく上昇しておるのだが、この訪問販売だけでグラフがぐわあっとこれだけ上がっているんですよ、電話による訪問販売。

訪問だけでない。この悪質なやつをどこも調査したことはない。何か郵政省は、電気通信利用の運送に関する法制度研究会、去年の十二月、報告書が出ております、法制度からというふうなこ

とで。そこをひとつ御認識いただいて、あのNTTがやっていく、何だったか忘れましたけれども、そういう新しいサービスを全国で三ヵ所、早いやつは秋ごろから実験をやり出すというわけです。電話というのは郵便と違つんだ。郵便は妙なあれが来たら捨てりやいいんだ。そうでしょう。内容説明が来たら受け取り拒絶ができるんですよ。ところが、電話というのはもう一方的です。そして、市民生活を乱しておる。これをどういう方法でというのが、デジタル電話で相手の電話番号がわかる、こういう方式なんですね、簡単に余り金取らぬでもいい、それについては余りもうけぬでもよかというか、もうけ過ぎたんだ。

そういうので、どういうふうに行政としてNTTを指導して、女性の立場、家庭の立場、消費者

の立場、これを代弁するのが通信行政ではないのかと。私はそういう立場に立っておりませんので、そこらあたりの取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

かねて御指摘のありました発信電話番号通知サービスということによって受信者側が発信者の番号を知ることができることで、いわゆる迷惑電話の抑止効果については期待できるということになります。このことにつきましては、今NTTから申請をこのサービスについて受けたところでございます。具体的には、平成八年中に名古屋、横浜、福岡、こういったところで試験的に提供したい、平成九年度から全国サービスを提供したい、こういうふうにしております。

ただ、審議会がこれを受けましてただいま検討に入っておりますが、今まででは発信者番号といふのは自動的に受信者がわかるということにはなっておりません。そういう意味では利用者、国民の方々さんの電話の利用の仕方が基本的に変更してくる、ある意味でプライバシーの問題もございます。そういう意味で、国民生活と密接に関係があるというようなことで、審議会では来月公聴会を開催するということになつております。なるべく速やかな手続を経て認可をいたしたいとうな気持ちで考えておりますが、発信者のプライバシーの保護と、それから受け手側のある意味でいうと安寧といいますか、プライバシーといいますか、そういうバランスということを配慮しながらも早期に導入に向けて努めていかなければならぬと思います。」

このことにつきましてはかねがね御指摘をいた

このことにつきましてはかねが御指摘をいた
だいておりまして、NTTにも指導してまいって
おります。NTTもこれまでいわゆる迷惑電話と
いうことにつきましては、例えば迷惑電話おこ
りサービスというようなものをサービスとして
提供する、あるいは「重番号サービス」とか「でん
わばん」という不在案内サービス方式で嫌がらせ
電話を避けていくとか、あるいは電話番号の変更
をするとか、そういう等々の施策を講じてまいり
ましたが、今回、こういうことで発信者の番号が
わかるサービスの提供ということに取り組むこと
となつたところでござります。

○守住有信君 二重番号とかいろいろ、例えば夜
切りかえると、自分の関係の深いところだけは番
号入力してあるから、そこだけはかかってきてお
とはかかるぬとか、いろいろある。ただ、あれは付
加使用料が高いんだよ、NTTの姿勢として、
認可しておるだうけれども、高いんだ。一番安
いやつでやるというのが私の発想の中にあるんで
す。

一般大衆、どこかわからぬ、どこへでもかかっ
てくるんだからね。もう遊びがてらやっておる、
嫌がらせを。土曜、日曜が一番多いんだ。なげ
か。家で遊んでおるやつが勉強部屋から力チャカ力
チャとやつておる。言い出せば切りがありませ
ん。

そこで、学者先生も法益というものを、どうち
が法益かと。プライバシー、秘密だ、発信者の秘
密だと、何がと。

五十嵐さん、昔、僕が局長のときにななたは業
務課長で、警察と内閣法制局から、今まであつた
通信の秘密は郵便法だけの通信の秘密。電気通
信、電話の通信の秘密を法制局見解でとつて、警
察庁の、あのころは「平検査」課長だった。誘拐
犯をいかにして発見してパクつてやるか。わしら
も加勢せにやいかぬ、警察任せじゃだめだ。晩泊
電話がかかってくるんだが通信の秘密だから教え
られぬという当時の電電公社、全電通もそつだつ
たよ。私は変えると言つたんだ。嫌がらせとはそ

れに準するようなやつだ

れに準ずるようなやつだ。
だから、学者か何かからぬけれども、同じ法益のバランスということをよく主張して、ただ学者任せ、審議会任せ、研究会任せじゃダメだよ。おれは市民の代表として、特に家庭におられる女性や子供の代表として主張しておるわけですから、よくそこのこところを学者、研究会の人たちにも訴えていいっていただきたい。大臣もそのところだけはお願ひしておきます。

それで、もう余り時間がないんで、また次のテーマの一一番大事なNHKの受信料、米軍の基地の中の私生活ですからね。防衛じゃないんだ、あれは。防衛ならいざ知らず、生活、日本国民の私生活と同じ受信料。

NHKは基地の中に入れぬからね。ずっとでしよう。もう何十年だよ、日本が独立して。昭和二十七年の四月、サンフランシスコ平和条約発効以来、あれだけがずっとだ。基地内の上下水道、光熱費、電話、あれなんてどうなつておるか。同じ生活費、受信料だけがNHKは苦労してやっておる。ちゃんと三つのところに昔会長名で文書出しておる。そして例の法制局見解。税金じゃない。アメリカはみんな民放だから、スポンサーだから、それで日本のNHKのこういう受信料というののはわからなかつた。イギリスとかなんかは税金でしょ、ヨーロッパは。だから税金だ、税金は払わぬでいいとなつておるんだ、日米安保で。ところが、これは私生活の方の話ですからね。何か二月二十日にやつと文書を出して、北米局長ばかりか、アメリカ大使館、米軍の駐留司令官、外務省の人と一緒に行け、私は池田行彦さんにも言つておつたんだからね、外務大臣にもね。大臣にもそうですよ。

こういう姿勢を郵政省として、もうNHKに任せよう、通信委員会の昔の論議はNHKの問題でと、こう来よつたんだ、ずっと。私はもう本当に、この前もあっちの方の委員が言うて、ううんと思つた。日米安保の通信小委員会も前にやりよつた。放送もですよ。それだから具体的に、北

米局長あての文書だけじゃなくて、北米局の局長

米局長あての文書だけじゃなくて、北米局の局長以下と一緒にあってアメリカの大天使、米軍の総司令官、ここへ行く。今度総司令官は交代だからね。空軍の中将だ。彼はもう本国へ帰る、だれが来るか知らぬが。そういう大幹部のところへ行ってやらぬとダメでござんすからな。何遍もかみつくなのは私生活だからですよ。日米安保じゃないんだだ。有事とかなんやかんやの話じゃないんだからね。だから余計、これは郵政省、恥辱ですよ、このまま放置しておいては。

そして、私なんか早目に言つけれども、N H K は今何十億か黒字だな。それで音信料値上げのときにはどのようになりますか。あえて問われますよ。前の井上大臣のときも、おい、やるぞと言つてやりよつたんだ、大臣マターだと言つてね。局长と一緒にこの点だけはまた注意喚起の意味であえて申し上げておきます。

それで、まだ残っておりますから最後に、京都のA T R という国際電気通信基礎技術研究所の十周年記念にこの間行きました。

そして、そこであれを育ててこられた大阪大学の熊谷元学長、科学技術基本法でやつておりますな、科学技術部会の中の有力メンバーでもあるんですよ。あの方が京都の研究所で、スライドを使つて、今までの十年、これから十年、そしてあれははつきり言つて産投の会計から金が出ていくんです。建設国債とか一般会計からじゃないんです。だから、いわば基礎研究といいながら、もう実用研究だけなんですよ、この中身の性格があえて具体的なことは言いません。

それで、熊谷元学長が長い間スライドを使っております、課長クラスが来ておりましたから。そこで、やっぱり科学技術の振興策、科学技術基本法をつくって、今度は自民党が中核になつて三党とやっていくわけですね。その中で、この問題は民間的な、産投会計だけれども出資ですかね、株で配当を返さにいかぬですよ。よその省

府の基礎研究所はみんな税金か建設国債でやっておるわけだ。これだけがそういう産投出資で、基本構造が十年前、NTTの株の配分でやつて。だから絶えず応用研究なんですよ。パテントはたくさんとっています、応用の方で。ところが、一番大事なのは基礎研究でしよう。郵政省にとっても情報通信にとっても我が国の全体の科学技術の振興策にとっても一番大事なのは基礎開発、これは政府の任務なんだ。

そういう意味で、あえて御提言だけを、問題意識は持っておられますから、その問題意識をがつと高めにやいかぬわけだ。そして、どの錢を使うか、建設国債の権が一番いいと思つているんだ。八年度予算、科学振興費は全体としては一〇・九%増。政調会長の山崎拓さん以下が大蔵省とわあわやり合ったわけです。今後も、来年に向かっていろいろあるけれども、研究開発の基礎といふのは政府の任務だ、民間は応用、実用だ。

それで、投資することによって、いすればね返ってくる。所得税、私は恒久所得税と言いたい。法人税、いずれ五年先、十年先にはね返つてくるんだ。それで、知的所有権、特許、アメリカに何ば特許料払つていますか。巨大な額だ。あの特許だけは、知的所有権だけはもう輸入ばかりだものな。応用の方は多少輸出があります。科学技術厅の分析です。

そういうのを踏まえて、このシンボルがATRなんですよ。基礎研究所だ、応用研究所じゃございません。そのところだけをよく、原点の資金が税金その他建設国債じゃない、産投会計の出資ですから、配当で返さにいかぬのですよ。そういう悲劇があそこにはあるわけです。ただ、大阪以下、関西経済界はこれを招致したわけです。あの京阪奈だな。もう十年たつたわけです。

そして、科学技術基本法もつくり、もう目の色を変えてやつていくわけだから、大阪の主計局とけんかしながらやつていくわけだ。その中の郵政

省のシンボルとして、八月まででしょ、予算要求は。これはどうなつておるんだろうかというこども大臣のお耳にお入れしておく次第でござります。以上で終わります。

○林久美子君 平成会の林久美子でございます。

まず、郵政省は昨年の震災を契機に通信・放送機器法を改正いたしました。そして、この六月五日に晴れて神戸に二開発センターが開所いたしました。

支援を目的とした共同利用型施設を神戸に整備し、私も神戸出身といなしまして本当にうれしく思つております。ありがとうございました。

次世代の総合防災通信ネットワーク、そして次世代のデジタル映像通信、情報通信分野の企業

支援を目的とした共同利用型施設を神戸に整備し、私も神戸出身といなしまして、この法改正には私も質問させていただきました。その

後、二つの研究開発センターがオープンする運びになっておりますが、法改正後のこの施設整備の進捗について簡単に御説明をお願いいたします。

○政府委員(山口泰義君) 昨年、通信・放送機器法の改正をしていただきまして、また予算措置も、補正予算でございましたが、法改正後のこの施設整備の進捗について簡単に御説明をお願いいたします。

○政府委員(山口泰義君) 昨年、通信・放送機器法の改正をしていただきまして、また予算措置も、補正予算でございましたが、法改正後のこの施設整備の進捗について簡単に御説明をお願いいたします。

そこで、お話しの通り、神戸市に初めて通信・放送分野の研究開発を皆さんでやつていただきための施設というふうなものを整備させていただいたということでおざいます。私どもは

うふうなことで、お話しのように、神戸市に初めて通信・放送分野の研究開発を皆さんでやつていただきための施設というふうなものを整備させていただいたということでおざいます。私どもは

それをなるべく早くオープンさせるということに力を注いでやっておりまして、お話しのよ

うに、準備が整いましたので六月五日に開所式を開かせていただくというふうなことで進めている

ということでおざいます。

こういったものがうまく機能するようにいろいろとまだ工夫をしていかなきゃいけないというふうに思つておりますが、こういったものの成果を

踏まえまして、さらにもう地元の皆さんともお話を

し合いをしながらこういったものの整備を進めています。今のところは一つに力を入れている

ことを考えてやついくわけだから、大阪の主計局とけんかしながらやつしていくわけだ。その中の郵政

○林久美子君 震災の後の復興のためにも、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。それでは、二点目ですけれども、信頼性向上施設整備事業の拡充についてでございます。二点お伺いいたします。

光ファイバー網の整備のために今回も融資制度の拡充を図つておるのに対しまして、震災に強いネットワークづくりのためには五年度に創設された債務保証制度しかありません。利子補給をして事業者の負担の軽減を図つて、ネットワークの信頼性向上させることは今回もまだなされておりません。ここはほかの電気通信施設整備事業と同様にきちっと利子補給をして、安全性確保に努力すべきではないかと思います。

昨年の基盤法の改正の際にライフルライン税制という提案が先輩議員からありました。その際、五十嵐局長から、情報通信はライフルラインとしての役割があり、支援策についての充実を図つていく努力をするという答弁があり、大蔵省に対する宿題になつておりますが、大蔵省に対する宿題ではどのような検討をなされたのか、お伺いいたします。

○政府委員(五十嵐三津雄君) ただいま先生から御指摘のありましたとおりに、平成五年度に改正されました電気通信基盤充実臨時措置法に基づきまして、今シールド式の洞道、そして電子式の回線切りかえ装置、こういったものにつきまして、これをなるべく早くオープンさせるということに

御指摘のありましたとおりに、平成五年度に改正されました電気通信基盤充実臨時措置法に基づきまして、今シールド式の洞道、そして電子式の回

線切りかえ装置、こういったものにつきまして、電気通信システムの信頼性向上に資する施設の整備ということで税制上、金融上の支援措置というものができ上がっております。具体的な内容につきましては、それ例えば初年度一二%の特別償却とか、あるいは取得後五年度分についての固定資産税の課税標準を三分の二に圧縮するとか、そういうたぐいのものであります。

今回、平成八年度の税制改正につきまして、阪神・淡路の大震災を教訓いたしまして、私ども、情報通信のネットワークの安全、信頼性の向上を図るということで、新たに非常用の無線装置、そして非常用の電源装置につきまして税制の

対象設備に追加したということでござります。対象として非常用の無線装置、そして非常用の電源装置、これにつきまして対象を拡充してまいります。そこで、二点目ですけれども、信頼性向上施設整備事業の拡充についてでございます。二点お伺いいたします。

光ファイバー網の整備のために今回も融資制度と私ども言つておりますが、こういうものとしての対象設備を拡大したというものは初めてのことになります。

光ファイバー網の整備のために今回も融資制度と私ども言つておりますが、こういうものとしての対象設備を拡大したというものは初めてのことになります。

光ファイバー網の構築に当たりまして、災害に強いために、あるいは信頼性のあるそういうネットワークの構築を目指して一層その充実に努めてまいります。

○林久美子君 どうもありがとうございました。

それでは、三点目なんですけれども、先ほども守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

○林久美子君 どうもありがとうございました。

それでは、三点目なんですけれども、先ほども守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

守田議員からお話をありましたけれども、光ファイバー網の整備についてお伺いいたします。

います。その後、平成一年からは民間の事業に対する支援業務というふうなものが追加になっておりますが、これはいわゆる自由化というものが入りまして、新規事業が参入していくというふうに環境が大きく変わってきたということに伴いまして、こういった民間の支援業務というふうなものが必要になってきたということです」とあります。

がやってるビデオカード、TOSATでそれいましょうか、あるいは宇宙通信がやっているSCC、スーパーべーブー、そういうものがあるわけでも、もう民間で自立的にやれるというような状況もあるわけでござります。

自立をするところになつておるわけでござりますが、この自立化とは何ぞや、こういうことでございますが、三つの原則が臨調の答申の中で言られておりまして、役員の選任が自主的にに行われるということ、それからちょっととはよつて申上げて恐縮でございますが、補助金等に依存す。

平成四年からしばらくに研究開発というふうなものが入ってきておりますが、これは従来の電話を中心としたものから、マルチメディアと言われますように非常に多彩な分野に広がってきたといううえでの研究開発が大きなウエートを占めてきたということです。こういうふうな形で研究開発が機構の中の主要な業務として加わってきた、こういう

の際には、「特殊会社」とし、「自立化の原則に従い民間法人化する」というような書き方でござりますが、平成四年度には、「通信・放送の基盤整備、高度化等に向けた政策支援業務の役割の増大に対応」と、もう既に支援という言葉は衛星の管制の提言の中にも入っているわけでございます。

しては国からの出資金が三十四億円、こういう出資をいただいているということですが、これを返すということが自立化の一つの要件になつていいこととのほかに、もう一つは、からの出資がないこと、こういうことになっていわゆるでござります。

経緯をたどっているわけでござります。
今回、法律の改正でお願いしておりますのも、
この研究開発をやっていく際に民間の研究機関を使
使わせていただいた方が効率的で安上がりに研究
開発ができるというふうなものがテーマによって
はあるのですから、ひとつそういった選択肢もあ
可能にしていただくようにということで、委託研究
究というものを拡充し、あるいはまた民間の
ニュービジネス支援というふうな形での研究開発
の債務保証ということをさせていただくということ

いずれにしましても、それがさらに平成七年の十一月の閣議決定で、行革の推進方策について、「管制業務について、平成十一年度を目途に、経営の自立化を図るため」、こういうふうになつておるわけでござります。十一年度までやると。もう既に民間で自立、自営できるという中で、いつまで放送機構がやつているのか、十一年度というのは随分後ではないかという感じがしておるのでございますが、その辺はいかがでございましょうか。

るわけでござります。そこで、私ども一の三十四億円の出資金を国庫に返還するということで関係の皆様方にもお話ををして結論を得たということをございます。

したがいまして、先ほど申しましたように、今、国が投じてやっている衛星が終わるときには、この三十四億円の資金を国庫にお返しをし、そして通信・放送機構の管制業務については自立化を達成する、こういうふうなスケジュールになつているところでござります。

うものは大変機動性に富んでいい組織ということになるわけございまして、持つております。そういうたメリットといふものを十分に生かして、この研究開発といふふうなものの成果を上げていくのが格好のものだと思ひますので、今後ともそういう形での機構を十分に活用するような方向でいろいろ施策の充実を図つてまいりたいというふうに考へておる次第でございます。御支度を賜れればと思ひます。

○政府委員(山口憲美君) 機構が行っております
管制業務でござりますが、実は国の開発資金が投
じられた衛星ということで最後の衛星になるのが
放送衛星のBS3aでございます。平成十年まで
はこの衛星が動いているということで、この管制
が十年に終了いたしますので、それ以後につきま
して自立化を図っていくということで十一年とい
うのを決めているものでござります。
お話をございましたように、平成八年度の行革大
綱の中、「通信・放送機構については、管制業
務について、平成十一年度を目途に、経営の自立

○政府委員(山口憲義君) 平成八年度の行革大綱におきまして、「平成七年度末を日途に結論を得る」ことなどござりますから、得るようにならぬと閣議決定がなされたということです。

んで、いっそという覚悟が必要だと思うんです。そういう意味では基礎的な研究の重要性というのは非常に高まってまいらうかと思います。

そして、国会においても科学技術基本法、これ

○政府委員(山口憲義君) 平成八年度の行革大綱におきまして、「平成七年度末を日途に結論を得る」ことなどござりますから、得るようにならぬと閣議決定がなされたということです。

んで、いっそという覚悟が必要だと思うんです。そういう意味では基礎的な研究の重要性というのは非常に高まってまいるかと思います。

そして、国会においても科学技術基本法、これ

いざいます。したがいまして、私どもは、平成七年度末には関係者の方で話し合いをして、そして民営化をしますと決定した内容を実践するといいますか、そういうふうに確保するというのは私どもに課せられた仕事ということで作業をしてきて、そういう状態になつているということです。いまして、その結論自体は特に閣議決定を経るとかということではなくて、閣議決定に基づいてそういう措置をさせていただいた、こういうことでござります。

○小林元君 通常は閣議決定をしてこういうことを決める、結論を得るということではございますので、普通の場合は閣議に返すというか、報告なり決定をするというのがルールではないのかなどとい

は議員立法でつくられておりまして、こういう科学技術を進めていく、基礎的な部分もきちんと進めしていくということは国会における各党のコンセンサスになっているというふうに私思つております。こういう状況の中で政府が科学技術についての研究開発の取り組みをどんどん強化していくということで、この通信・放送機構の情報通信分野の研究開発の実施及びその支援機関として非常に重要な役割を果たさなくちゃいけない、こういうふうに思つております。引き続き通信・放送機構の研究開発の強化、充実に向けてまいりたい、こう思つております。

○西川玲子君 平成会の松あきらこと西川玲子でございます。

私も通信・放送機構法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。

さて、昨年二月に政府の高度情報通信社会に向

けた基本方針が発表されております。日野郵政大臣は内閣の推進本部の副本部長さんをされておられます。この基本方針を読みましても、ネットワークインフラとかペーパーレス化とか、あるいは衛星放送、情報革命とか、言葉はたくさん出で

おりますけれども、国民生活としての高度情報通信社会という姿がなかなか見えてこない。そのとき

に私たちが一体どんな生活をしているのかと思

うんですね。

郵政省では、電波で車をマルチメディア化するなど検討されております。また、民間調査での二

十一世紀の暮らしのイメージは一人一人自由に生きたいということのようです。果たして政府の言

う二〇一〇年はどういった社会になるんでしょうか。大臣は二〇一〇年を目指して高度情報通信社

会を具体的にどのようにイメージを想定されてい

ます。

私も娘にわかりやすく説明したいと思います

で、どうかお孫さんに説明するようにわかりやすく説明をよろしくお願ひいたします。

○國務大臣(日野市郎君) 実は、私も郵政省の

方々にはもと易しい言葉でちゃんと説明するよ

うにしたらどうか、文章をつくるのも易しい言葉

で、専門家しかわからないような言葉は余り使わ

ないようにしてもらいたいということは常々お話を

しているんですが、どうも専門家集団になっ

ちゃうとそういう難しい言葉をどうしても使つて物事を説明しようとする事になります。

それで、今お話しのように、娘さんにわかるよ

うな、じゃ高度情報通信社会というのは何だと、

こう聞かれますと、実は私も説明の仕方というの

は非常に難しい。じゃ、どういう特定のイメージ

があるかと言わると、これは非常に難しいんで

ござりますね。言うなれば、まず総論を勉強して

各論を知るようにしていくのか、そういう形の説

明でいいのか。それとも、高度情報通信社会など

というのはむしろ各論をまずいろいろやって、そ

の各論を積み重ねていって、そこで総論的なイ

メージというものができ上がってくるものではな

いか、そんなふうに思つていてるわけでございま

す。

そうはいっても、少し総論的に説明をさせてい

ただきますと、高度情報通信社会というのは、ま

ず情報の自由な創造ということ、それから情報の

流通、それからそれを共有化していくことが可能

になつてくるように、ということは当然情報通信

のインフラがきちんと整備されていくやうに思

います。

こういふことは何が必要かといいますと、経済

のフロンティアを拡大していく、経済をどんどん

進めていく、引っ張っていくという観点でござい

ます。それから、国土の均衡ある発展、これは情

報通信インフラが整備されてくる、情報化社会に

なつていく、そういうことになりますと情報の一

極集中というふうなことはなくなるわけで、北海道と鹿児島を即時につないで情報の交換ができる

というような、そういうことになりますと情報の

目指していく。それから、高齢化社会にいろいろ

のあたりのイメージをお聞かせいただきたいん

です。

私も娘にわかりやすく説明したいと思います

で、どうかお孫さんに説明するようにわかりやす

く説明をよろしくお願ひいたします。

○國務大臣(日野市郎君) 実は、私も郵政省の

方々にはもと易しい言葉でちゃんと説明するよ

うにしたらどうか、文章をつくるのも易しい言葉

で、専門家しかわからないような言葉は余り使わ

ないようにしてもらいたいということなんですね。この冊子にも書いてありますけれども、パソ

コンは知識を詰め込む学習マシンじゃない、それ

の重要性を実体験のうちに培つていこうという姿

勢、これは私も大変重要なことだと思います。

それで、各論的に具体的なイメージを幾つか申

し上げますと、高齢者とか身障者の方、それから

社会的にハンディキャップを持っておられる方であつても低廉な簡単なサービスを受けることがで

きるといった社会的な弱者への配慮、これが行き届いた社会がまず一つここでイメージとして出て

くるんじゃないかな。

それから、中央と地方の情報ギャップが解消され、情報やサービスの格差を感じることなく、また全国どこにいても就業の機会を得ることがで

きるような社会、そういう社会も一つイメージされるのではないか。そんな社会になつてほしいと

思つております。

何だか娘さんがおわかりになるかどうか、ちょっと自信はありませんが。

○西川玲子君 ありがとうございます。

どうなたにとっても、本当にこれを言葉にすると

いうことはなかなか難しいよつた気がいたしま

す。しかし、二二二三年、携帯電話の世界だけ

見てもびっくりするほどの変化で、本当にもうど

んどん変わつて行く。二〇一〇年といいますと十

四、五年先ですから、小学校一年生が二十になり

ます。まさに高度情報通信社会の担い手は今の子

供たちだというふうに私は思います。

子供たちに皮膚感覚での体得が絶対に必要だと

思つてます。それから、国土の均衡ある発展、これは情

報のあり方にも大きく影響を与えるを得ないと

思つております。

我が地元の横浜市の季刊誌に「暮らしの中のマルチメディア」として、都筑区の中川西小学校と

中区の本町小学校での「教室のマルチメディア」という取り組みが紹介されているんです。とても

よく書いてあるんですけども、どんな社会に

が国が当面している課題を解決するための決め手になるものであろうというふうに思つているわけ

でございます。

それで、各論的に具体的なイメージを幾つか申

し上げますと、高齢者とか身障者の方、それから

社会的にハンディキャップを持つおられる方であつても低廉な簡単なサービスを受けることがで

きるといった社会的な弱者への配慮、これが行き

届いた社会がまず一つここでイメージとして出て

くるんじゃないかな。

それから、中央と地方の情報ギャップが解消され、情報やサービスの格差を感じることなく、また全国どこにいても就業の機会を得ることがで

きるような社会、そういう社会も一つイメージされるのではないか。そんな社会になつてほしいと

思つております。

何だか娘さんがおわかりになるかどうか、ちょっと自信はありませんが。

○西川玲子君 ありがとうございます。

どうなたにとっても、本当にこれを言葉にすると

いうことはなかなか難しいよつた気がいたしま

す。しかし、二二二三年、携帯電話の世界だけ

見てもびっくりするほどの変化で、本当にもうど

んどん変わつて行く。二〇一〇年といいますと十

四、五年先ですから、小学校一年生が二十になり

ます。まさに高度情報通信社会の担い手は今の子

供たちだというふうに私は思います。

子供たちに皮膚感覚での体得が絶対に必要だと

思つてます。それから、国土の均衡ある発展、これは情

報のあり方にも大きく影響を与えるを得ないと

思つております。

我が地元の横浜市の季刊誌に「暮らしの中のマルチメディア」として、都筑区の中川西小学校と

中区の本町小学校での「教室のマルチメディア」という取り組みが紹介されているんです。とても

よく書いてあるんですけども、どんな社会に

なつても物づくりの開発ばかりではなく、扱い手

づくり、人づくりが大切だということなんですね。この冊子にも書いてありますけれども、パソ

コンは知識を詰め込む学習マシンじゃない、それ

の重要性を実体験のうちに培つていこうという姿

勢、これは私も大変重要なことだと思います。

機構の研究開発支援がどんなに進んでも、使う

側の需要が伸びてこなければ本当に宝の持ちぐら

いんです。しかし、二〇一〇年に向けた高度情報

通信社会を見通せば、全国の学校にまず優先的に

先ほどの小学校のように、学校教育の中でもマルチ

メディアの扱い手を育てるということがとても大

切だと思います。

我が参議院の議員会館には光ファイバーの幹線

が引かれているのみで、各部屋には残念ながら

いんです。しかし、二〇一〇年に向けた高度情報

通信社会を見通せば、全国の学校にまず優先的に

光ファイバー網を整備して将来の扱い手を育てる

べきだと思いますが、いかがでございましょうか、お伺いいたしたいと思います。

○政府委員(山口憲美君) 高度情報通信社会に

なつたときの学校といいますか、教育の世界とい

うのは大変大きく変わつてくるんじゃないかと

思つております。教育につきまして、マルチメ

ディアといいますか、こういうものはいろいろ効

用がございまして、今、都道府県あるいは市町村

の首長さん等が関心を持つておられますのは、一

つは、町の中の学校間にやはりどうしても格差が

あるというふうなことで、こういったものを一つ

のネットワークで込み込むことによってそういう

学校間格差が解消できるというふうなことでの関

心を持つておられる方もおられます。

それからもう一つは、意外なことと言つては恐

縮なんですが、やっぱり学校の中で、教室

の中で片隅の方にいてなかなか自分の意思表示を

できないというふうな、こういう先生方からの御報

表が出て、意外な意見を持つておられることがあります。

それから、高齢化社会にいろいろ

のあたりのイメージをお聞かせいただきたいん

です。

私も娘にわかりやすく説明したいと思います

で、どうかお孫さんに説明するようにわかりやす

く説明をよろしくお願いいたします。

○西川玲子君 ありがとうございます。

どうなたにとっても、本当にこれを言葉にすると

いうことはなかなか難しいよつた気がいたしま

す。しかし、二二二三年、携帯電話の世界だけ

見てもびっくりするほどの変化で、本当にもうど

んどん変わつて行く。二〇一〇年といいますと十

四、五年先ですから、小学校一年生が二十になり

ます。まさに高度情報通信社会の担い手は今の子

供たちだというふうに私は思います。

子供たちに皮膚感覚での体得が絶対に必要だと

思つてます。それから、国土の均衡ある発展、これは情

報のあり方にも大きく影響を与えるを得ないと

思つております。

我が地元の横浜市の季刊誌に「暮らしの中のマルチメディア」として、都筑区の中川西小学校と

中区の本町小学校での「教室のマルチメディア」という取り組みが紹介されているんです。とても

よく書いてあるんですけども、どんな社会に

なつても物づくりの開発ばかりではなく、扱い手

づくり、人づくりが大切だということなんですね。この冊子にも書いてありますけれども、パソ

コンは知識を詰め込む学習マシンじゃない、それ

の重要性を実体験のうちに培つていこうという姿

勢、これは私も大変重要なことだと思います。

機構の研究開発支援がどんなに進んでも、使う

側の需要が伸びてこなければ本当に宝の持ちぐら

いんです。しかし、二〇一〇年に向けた高度情報

通信社会を見通せば、全国の学校にまず優先的に

光ファイバー網を整備して将来の扱い手を育てる

べきだと思いますが、いかがでございましょうか、お伺いいたしたいと思います。

○西川玲子君 ありがとうございます。

どうなたにとっても、本当にこれを言葉にすると

いうことはなかなか難しいよつた気がいたしま

す。しかし、二二二三年、携帯電話の世界だけ

見てもびっくりするほどの変化で、本当にもうど

んどん変わつて行く。二〇一〇年といいますと十

四、五年先ですから、小学校一年生が二十になり

ます。まさに高度情報通信社会の担い手は今の子

供たちだというふうに私は思います。

子供たちに皮膚感覚での体得が絶対に必要だと

思つてます。それから、国土の均衡ある発展、これは情

報のあり方にも大きく影響を与えるを得ないと

思つております。

我が地元の横浜市の季刊誌に「暮らしの中のマルチメディア」として、都筑区の中川西小学校と

中区の本町小学校での「教室のマルチメディア」という取り組みが紹介されているんです。とても

よく書いてあるんですけども、どんな社会に

なつても物づくりの開発ばかりではなく、扱い手

づくり、人づくりが大切だということなんですね。この冊子にも書いてありますけれども、パソ

コンは知識を詰め込む学習マシンじゃない、それ

の重要性を実体験のうちに培つていこうという姿

勢、これは私も大変重要なことだと思います。

機構の研究開発支援がどんなに進んでも、使う

側の需要が伸びてこなければ本当に宝の持ちぐら

いんです。しかし、二〇一〇年に向けた高度情報

通信社会を見通せば、全国の学校にまず優先的に

光ファイバー網を整備して将来の扱い手を育てる

べきだと思いますが、いかがでございましょうか、お伺いいたしたいと思います。

○西川玲子君 ありがとうございます。

どうなたにとっても、本当にこれを言葉にすると

いうことはなかなか難しいよつた気がいたしま

す。しかし、二二二三年、携帯電話の世界だけ

見てもびっくりするほどの変化で、本当にもうど

んどん変わつて行く。二〇一〇年といいますと十

四、五年先ですから、小学校一年生が二十になり

ます。まさに高度情報通信社会の担い手は今の子

供たちだというふうに私は思います。

子供たちに皮膚感覚での体得が絶対に必要だと

思つてます。それから、国土の均衡ある発展、これは情

報のあり方にも大きく影響を与えるを得ないと

思つております。

我が地元の横浜市の季刊誌に「暮らしの中のマルチメディア」として、都筑区の中川西小学校と

中区の本町小学校での「教室のマルチメディア」という取り組みが紹介されているんです。とても

よく書いてあるんですけども、どんな社会に

なつても物づくりの開発ばかりではなく、扱い手

づくり、人づくりが大切だということなんですね。この冊子にも書いてありますけれども、パソ

それから、もっと進みますと、今まで行けないところにバーチャルの世界で行ける、例えば血管の中に入り込んで中から自分の体を見てみようとか、そういうおもしろい実験等もできるというふうなことで、教育の分野でも大変大きな広がりがあるんだろうというふうに思っております。

そういった意味で、お話しのように、こういった分野につきましてなるべく早くそういうものを普及させていくということは非常に大切なことがあります。そういう意味では、今先生が御指摘の、まずネットワークインフラを整備するということが非常に大切なことだとさして、平成六年五月の電気通信審議会の答申でも、二〇一〇年の光ファイバー網の全国整備完了に先駆けまして、公共的アプリケーションの開発・導入にあわせまして、全国の学校等の公共機関への光ファイバー網整備は二〇〇〇年を目標とするという答申をいただいておりまして、私どももこういったもの踏まえて対応しているということです。

○西川玲子君 ありがとうございます。
ケーションの開発・導入とネットワークインフラというものが同時進行的にうまくいくように考えていかなきゃいけない、こういうふうに思つている次第でございます。

○西川玲子君 ありがとうございます。
通信・放送機構による債務保証は、開発法に基づくもの、基盤法に基づくものと受審法に基づくものと今まで三種類ございました。開発法、基盤法に基づくものは、以前、及川委員長の質疑がありましたので勉強させていただきました。

今回、新しく高度通信・放送研究開発に対する債務保証ができるように法律改正ということでするので、昨年できた受審法に基づく債務保証についてどうの実績があったか、これちょっとよく簡潔によろしくお願ひいたします。

○政府委員(山口憲美君) 昨年の受審法の中身につきましてはもう先生御存じですか？ 省略させていただきますけれども、昨年の九月に同法が施行

されまして、現在のところ一件債務保証をさせていただいているということになります。その後も本制度につきまして大変関心が示されまして、いろいろと御相談等が来ているということでござります。

ただ、いざれにいたしましても、債務保証をするということになりますと、かなり厳重な審査をしなきゃいけないということで、成約になるまでにはなかなかいろいろ障害等もございますので、九月に実施ということをございまして、今のところはまだ一件というのが実績でございます。

○西川玲子君 大変なことはあると思いますけれども、やはり中小企業等に債務保証して将来役立つ企業を育てるということは、将来の物づくりの基盤を育てることでとても大切なことだと思っております。

今、大学生が就職よさらばなんといって、就職だけを目指すことから、将来、何か自分の仕事を持つたい、あるいは自分で仕事をしたい、そういう傾向が出始めているわけですね。私はそれはすばらしいと思うんです。そういう方にもぜひ力になってあげられたらと思っております。内閣は高度情報通信社会推進本部をつくっているんですから、もとより出資や債務保証の仕組みを明確にして、アイデアとやる気のある学生やあるいは起業者がどんどん申し込める制度にぜひしていただきたいというふうに要望しておきます。

○西川玲子君 よろしくお願ひいたします。
先ほど守住先生が米軍のNHKの受信料についておっしゃいました。私はきょうはこれを申し上げるつもりはなかったんですけど、実は先日私も横田基地へ視察に参りました。何でも質問があつたらどうぞと言われましたので、米軍の思ひやり予算の中にはNHKの受信料も入っていないのにどうして取れないのか、私も実はその質問をしようと思って勉強したことがござりますので、それが気になつておりましたので伺つたんですよ。

伺つた方が女性の若い大尉さんだったので正式な答えではなかつたかもしれませんけれども、あ

りになつてもベンチャーガー育つ環境を整備してほしいんです。これこそ副本部長、國務大臣のお仕事だと思いますし、大臣の勇氣あるリーダーシップを發揮していただきたいと思います。御所感をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(日野市朗君) 先生おっしゃるとおり、今、日本の経済状態がこういう手詰まり状況でございまして、新たな突破口を開いていく、新たな分野に、それこそフロンティアに我々が展開していくぞという積極的な企業、その中にはベンチャー企業も当然入るんですが、そしてベンチャー企業が大きな役割を果たさなければならぬ。そのようなベンチャーが育つていけるようなら、堂々とみずからを发展させていけるような企業をつくっていくためのいろいろの機構といいます。まず第一に、ベンチャー企業というのは最初は金がないんですね、資金がない。そういう資金調達の環境を整備していく。それから、ストックオプション制度なんというのも考えられるわけでございますし、そういうものを整備しながら人材を確保していく。それから、従業員がやるぞというやる気が起きるようなものをつくっていく。それから、情報通信インフラの整備といったようなことも積極的に進めしていく。こういうことを進めていかなければならないというふうに考えております。これは関係省庁と一致協力をしまして、こういう環境の整備をしてまいりたいと思つております。

○西川玲子君 よろしくお願ひいたします。
私は、まず、電気通信市場における接続に関する政策立案という機能とその遵守状況の監視、裁定の機能について、今後の議論をするまた検討する素材にしたいと思いまして、基礎的な問題を幾つか御質問申し上げます。

まず、我が国と同様に電気通信に競争を導入しているアメリカ及びイギリスにおいては、接続に関する行政はどこがどのように行つてゐるのか、この点についてお伺いいたします。

○政府委員(五十嵐三造君) アメリカにおきましては、接続に関する行政というのは連邦通信委員会、フェデラル・コミュニケーションズ・コミッショーン、FCCと私ども略称を言つております。英國におきましては電気通信局、オフィス・オブ・テレコミニケーションズ、OFTELと私ども言つております。

ですから、NHKの受信料なんてはなから全然もう眼中にない、極東放送に払つてゐるんだから関係ないでしょ？ というようなお答えが返つてきました。実は基地の中には日本人の従業員も千六百人ほどおりますし、ちょっとこれ何か意識が違つた。やはり日本人の従業員も千六百人ほどおりました。これはちょっとと一言お願いしたいということで申上げました。

それからもう一つ、これは委員長にお願いしたいんです。やはり先ほど守住先生からお話をありましたけれども、機構は七つの勘定と四つの基金がありますよね。ですから、NHKと同じように、通信委員会で決算審査ができるようにせひこれは委員長からよろしくお願いしたい、こういうことをやるべきだと私は思います。

以上、お願い申し上げまして、質問を終わらせてしまつた。

○伊藤基隆君 私は、まず、電気通信市場における接続に関する政策立案という機能とその遵守状況の監視、裁定の機能について、今後の議論をする

資制限を撤廃すること、すなわち国内市场をさらりと競争状態にするということで、外国企業と切磋琢磨し、料金の低め化、サービスの改善ということが図られていくと同時に、交渉が成功した場合は国内産業が外国で非常に大きなビジネスチャンスを得るというようなことで、電気通信の世界は今現在非常に国際的な活動が活発になっておりますので、こういう我が国の提案というのが世界的な提案になり、産業界に与える影響、それから我々消費者に与える影響というのは非常に有効に作用するのではないかなどいうふうに考えておりま

○伊藤基隆君 今回のWTOに関する郵政省側からの提案ということについては、いきなりという感じもありますけれども、将来への激しい競争化または国際化ということの試みとして評価したいと思っております。

そこで、小林委員からの質問にもございましたが、通信・放送機構の発足時から今日までの状況について、非常に複雑というか、時々そのことが問題視される経過がございます。

そこで、今回まとめてお伺いしておきたいわけですが、さしあげますけれども、通信・放送機構の発足時の形態と役割について、またその後の経過と変化、その政策目標、いろいろなことについてきちんとこの際整理をする意味でお答えいただきたいと、いうふうに思っています。

（政府委員（山口泰義君）通信・放送機構は、先ほども御説明をさせていただいたところでござりますが、その時代の行政課題を反映するような形で進展をしてきたわけでござります。

昭和五十四年に認可法人として設立をされました。このときには衛星に大変期待が集まっている時代でございまして、そういうことでこの通信・放送機構は衛星の管制をするというふうな形でその役割を与えられたということでおざいまし

S2の打ち上げによりまして全国即時ダイヤル通話の実現というものに大きく寄与したというふうに思っておりますし、それから五十九年にはBS2によりまして世界で初めての衛星放送を開始したという形で、大変大きく宇宙空間の開発から実用化へというふうなことでの新時代の幕あけに一枚加わって、重要な役割を果たしたというふうに思っているところでございます。

その後、電気通信の分野におきましては、電気通信の自由化ということによりまして競争原理が導入され、そして新規に事業者が参入され、そして電話だけではない多様なサービスの提供が可能になってきたというふうな変化がございました。こういった歴史的な政策転換と言つていいかと、思いますが、そういうたるものを見実に実施し、そして成果を上げ、しかも全国的にあまりねくこういった自由化のメリットを与えていくというふうなこと、そういうしたことから通信・放送機構につきまして、平成二年からでございますが、民間事業者への政策的な支援業務というものをを行うようになったということをございます。この支援の中身につきましては、それぞれの法律がそれ各自で目的を持っておりますので、その目的に即して支援の業務を行っているということでございます。

そして、さらに平成四年でございますが、このときから研究開発業務が加えられるようになつたわけでございますが、この情報通信というものが経済フロンティア、開拓の切り札というふうなことが言われ、しかも技術先導型の分野だとうふうことなことがございます。

そういった意味で、技術を重視していかなければならぬわけでございますが、こういった技術開発を民間のみにゆだねるというわけにはなかなかかないかない分野もございまして、そういった分野につきましては、産学官というふうに言われておりますが、こういった幅広い人材でありますとか技術力といふものを集結して進めていく必要があるというふうなことから、そういった協力の得やすりますが、こういった幅広い人材でありますとか技術力といふものを集結して進めていく必要がある

すいものとして通信・放送機能が期待を抱いておる、こういうことでござります。今回も、先ほどお申し上げたんですが、そういうことで研究開発の中身の充実をさせていただくことでござります。

これからも放送機構はそういう時代の要請にこたえて内容の充実を図っていくかなきやいけないというふうに思つておりますが、特に柔軟で機動的な業務運営ができるというふうなメリットを生かして、そういう要請にこたえていく必要があるのではないかというふうに考えている次第でございます。

すが、我が國のこの分野においては基礎的研究がなされ、基礎的研究についておくれをとっている。これは守衛委員とのやりとりでもお伺いすることができるわけですが、今回、國と民間の適切な役割分担ということについてどのように考えておりま

間企業、それぞれがどのような役割を持っていて、いかにその中でどのようない位置づけとなるのか。特に、この役割分担について重点を置いてお答えいただきたいというふうに思います。

○政府委員(山口 美智君) 通信・放送機構と通信総合研究所、この二つが私どもの関係では国が中心となり組むべき研究開発のテーマにつきまして実施をなしているということでござります。

国が取り組むべき研究開発というのは、一般的

にリスク性の高いあるいは公共性の高い研究開発で民間の実施が期待されないものということです。もうちょっとと碎いて御説明をさせていただきますと、一つは非常に基礎的でハイリスク的な分野の研究開発、それからもう一つは公共性が高い分野の研究開発、それから多様な分野に共通性があるとかあるいは普遍性があるというふうな性があるもの、そういうふうなものにつきましてはなかなか民間の企業等の研究所で実施がしていたい

たまきくい分野ではないかということを考えました。こういういた分野につきましては、そういう形で国での研究開発というものを差し向けてお示しいただきました。同時に、答申の中では、そういう物差しで研究開発課題というものを差し向けると七十七の課題があるという具具体的な課題の提示もいただいているということをござります。

こういうような研究開発につきまして、先ほど申しましたとおり、通信・放送機構と通信総合研究所が担当していることがございますが、機構につきましては認可法人であるということから、他の部外の機関の協力が非常に得やすい、機動的、彈力的に研究開発が実施できるというメリットを持つているというふうに考えておりまして、そういった関係の皆さん等の協力を得ながらいろいろ研究開発をしていくというのがこの通信・放送機構だというふうに考えております。

そういうふうなことを考えますと、通信・放送機構が開発に取り組むテーマというのは、通信総合研究所に比べますと、国がやるべき分野ではありますけれども、比較的応用分野に近い分野を担うというふうな形になっていくのかなというふうに思つてはいる次第でござります。

なお、民間の研究開発につきましては、民間がそれぞれの企業目的を達成するという観点から、サービスであるとか機器というものを生み出すための前提として研究開発をされているものというふうに認識してはいる次第でござります。

○伊藤基隆君 次に、基盤法関連でお伺いいたしまず一つは、特別融資の対象に加える光加入者線ネットワーク装置、これは事業者が設置、所有するものか、それとも加入者が設置、所有するも

のか。さらには、これまで幹線、すなわち配線との接点、饋線点までを特別融資の対象としてきた

理由はどこにあるのか。また今回、配線系統に特別融資拡大をする理由はどこにあるのか。

私は、察するに、政策誘導によって光ファイバーネットワークの推進を図るということを思うわけでございますけれども、今回、光加入者線ネットワーク装置を特別融資の対象に加え整備を推進することによって、その装置を本来必要としない加入者宅まで事業者が勝手というか、かなり説得、または契約等によって設置してしまう。十分な理解を得ないまま、これはやらないではなくて、加入者宅に工事をしなければならないとならないような意識の中で設置されてしまう。うなことが起りはしないか。そういうことについての保護または制限とか、それぞれ加入者の意思の尊重とか、そういうことについてどのように考えているか。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 先生からお話をあらましめた光加入者線ネットワーク装置、これは一般的に、今回の支援のスキームの中でも基本的に電気通信事業者またはCATV事業者が設置、所有するものというのが基本でございます。

今回これをさらに、饋線点までであったものをONUを対象とするということになりました理由でございますが、これも先生から御指摘のあったところでございますが、政策的になるだけ低廉なネットワークを構築していくということで事業者が行うというものについて特別融資をするという形で政策的な制度になったというものでござります。

一般的に電力の引き込み線でありますとかあるいはガスの引き込みというようなことにつきましては受益者負担という形が一般的でございます。

う議論があるわけであります、二十一世紀に向かっての情報通信基盤の整備という意味では、この光加入者線ネットワーク装置の低廉化が不可欠であるということで、今般政策的に特に特別融資

の対象になつたものというふうに存じております。

(委員長退席 理事吉村剛太郎君着席)

最初は衛星という名前がついていたんですね。

それから今度は技術開発ということで、衛星の名

称がなくなりて通信・放送機関になつた。今度の改正は、みずから研究開発だけでなく、民間企

業、研究機関などに委託できるようにするとい

ことなんですね。

それで、最初にお伺いしたいのは、一つは、通研があるわけですね、通信総合研究所がある。職員四百三十三名、予算百一億円で基礎・応用研究を実施している。それからもう一つ、通産省と共同で設立した基盤技術研究促進センターもある。

ここもさまざまな基盤技術に関する試験研究促進というふうになつてているわけです。なかなか複雑なんだなと思うんですけども、一つは、本当に

研究開発に力を入れるんなら、国としてこの通信総合研究所、ここにもっと力を入れてやればいい

んじゃないかと思うんです。

私ども共産党は、研究開発に国の予算を投入することと自体にはもちろん反対じゃなくて、國や郵政省が実施すべき研究開発まで民間に委託したり、事実上補助金を出して民間が負うべきリスクを国民が肩がわりするということはすべきでない

という立場なんです。なぜ通研にもっと力を入れないのか。

(理事吉村剛太郎君退席 委員長着席)

機構は、この通研の五年分に相当する、九五だけで四百九十八億円やっているわけですね。それで、さらに何で委託研究にしなきゃならないのか。今年度は約十二億円で五テーマを委託すると聞いですけれども、そういう諸関係について、なぜこういうことをしなきゃいけないのか、なぜ

通研ももっと力を入れないのかをお伺いしたいと

思います。

○伊藤基隆君 終わります。

ただ、先生おっしゃいましたように、そういう事態が起らぬよう私ども事業者に対しても適切な対応を求めてまいりたいというふうに存じております。

○上田耕一郎君 まず、通信・放送機構法改正案について質問します。

私が、去年通信委員になつたばかりで、この機構の歴史は余り知らなかつたんですが、先ほど局長

の御説明もあつたし、こういうのを見ますと、なかなかこれまでの経過、機構としての発展という

かかみがますます大きくなつておるような気がし

研究所は国が取り組むべき研究開発課題に対して取り組むということでございます。基盤技術研究促進センターというのは民間が行う研究開発、テー

マとしてはもう民間がやるべきだという、それを促進するために支援をしているということでございまして、そういう切り分けが一つあるということ

でございます。

それから、今回なぜ民間に委託をするのかとい

うお話をございますが、実は通信・放送機構につきましては、研究開発を直轄研究というふうに

言つておりますが、自前で、自分のトリリーの

中で研究開発をやってまいりました。ところが、研究開発のテーマがだんだん広がっていくことに伴いまして、どうも民間の研究所のスタッフある

いは施設というものを使わせていただいた方が安上がりにできるんじゃないかというふうな分野に広がってきて、こういうことでございま

す。

例えば、今十二億円というお話をございましたんですが、その五つの中の一つの例で御説明をさせていただきますと、どれでもいいんですけど、トータル光通信技術研究開発というのが一番最初にございます。これについて御説明いたしましたと、光ファイバーで一万キロぐらいのところを無中継でわあっと送れるような研究開発をしようとしたことです。

と、まず光ファイバーというものをつくらなきゃいけないという作業がございます。そういう光ファイバーネットを試作する施設とか設備というふうなものを目前でやるということになりますと数十億円の投資をしなきゃならないというふうなことがあります。

ですが、民間の機関には既にこういう光ファイバーネットを製造しているというふうなこともあります。

それで、そういう施設というものがあるということ

でござります。

そうして、なおかつ、この光ファイバーネットを製

作する工程では特別な技能というものが必要でございまして、そういう設備を使いこなせる専門

家というものも雇わなきゃいかぬというふうなこ

ともございますが、これもそこにいる方にお願いした方がいいだらうと。そうしてまた、こういう研究開発というものも、そこにおられる方の方が能力があるということであれば、その研究開発を行われる研究者もお願いしたいと。

こういうことで、どうもいろいろ考えてくると、自分で全部何でもかんでも抱え込んでやるよりも、そういう外の力、本来國がやるべき研究課題ではあるんだけれども、これを遂行するには外の力をねかりした方がどうも経済的、効率的にできる、こういうふうに判断をいたしまして、テマによつては委託もできるような選択肢を一つ与えていただきたいということで今回法律改正をお願いしている、こういうことでございます。

○上田耕一郎君 だんだん仕事が広がるこの機構、現在二十一テーマの研究開発を実施しているから公募研究、委託研究をさらに追加するわけですね。どういう体制になつていてるのか、機構の総人数、研究開発の体制について簡潔に御説明願います。

○政府委員(山口憲美君) 通信・放送機構の研究開発推進体制でございますが、いろいろ経緯がございまして、今も一生懸命この整備に努めているということです。現在、今年度七名をさらにこの研究推進の関係で増員をしていただきまして、十四名というものが正規の定員という形、正規といいますか、定員としてはなつていてるということです。

ただ、この放送機構の行います研究というものは、テーマに応じまして最適な専門の研究者に来ていただいてやるということが非常に効率的だといふうに私ども考えておりまして、そういう意味では、期間を限定いたしまして当該研究プロジェクトに対して最適な研究者に集まつていただきます。

具體的には、プロジェクトごとにリーダーといふうなものをお願いいたしまして、そしてこのリーダーの方を中心いたしまして実施計画だと

かスタッフ、研究者の選定等を行つてプロジェクトをつくり進めていただいてるという事でござります。それからまた、そういうものにつれては、また別のグループの部外の専門家の皆様から評価をいただくような仕組みで進めています。私どもとしては、まだまだ整備をしていかなければならぬところがあると思いますけれども、方から評価をいただくような仕組みで進めているということでござります。

○上田耕一郎君 調査室からいただいた参考資料

の十八ページに「機構で実施中の研究開発課題」、というのがあるんですけれども、見てみるとなかなかのもので、一般会計の予算累積が一つの研究テーマで八十五億円とか八十四億円というのがあります。これから公募研究、委託研究をさらに追加するんですね。リーダーは西澤潤一氏なんかもおりまして、これはなかなかのリーダーを置いているんだなと思います。多いもので八十億円を超すようになります。多いもので八十億円を超すよ

うなこういう予算を使つた研究開発。研究開発グ

ループが七名だと。この七名は結局マネジメント

をやつてあるんだと思うんです。みずから研究し

ているわけじゃないんですね、体制は。

○政府委員(山口憲美君) いろいろ御説明申し上げたいこと、お話をございましたんだですが、我が国的情報通信技術の研究開発というのは、私どしが物すごいことをやりました。機械工業振興臨時措置法、これは三次にわたつて五六年から七〇年まで、次が機電法、特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法、これは七年から十七年、次が機情法、特定機械情報産業振興臨時措置法。こ

ういうことで、日本の自動車産業は物すごいものになつて、確かに高度なものになつたけれども、円高とリストラの悪循環だとか日米貿易摩擦だとか、さまざまな問題を生み出してきてるわけ

なんだなと思います。そういう自動車産業を育成したのと今違うのは、物すごい財政危機のときだと。

○政府委員(山口憲美君) 私のところにも配られてきたけれども、中央公論の武村さんの「このままでは国が滅ぶ」というのを各議員に配るような、去年の財政制度審議会の報告では限界爆弾みたいなものだと、日本の財政は。そういう時期に、高度通信・放送産業をどう育成するかということではなくか皆さん苦労もされているんだろうけれども、一步間違えますと、産学官の緊密な連携が産学官の癒着になりかねない。天下り、天上がりなんということが生まれかねないので、これは皆さん方もしっかりとやつていただきたいし、我々国会も、また国民も、この問題についてはこれだけの財政危機のときだけにしつかり監視する必要がやっぱりあるんじやないか、そう思つてゐるんです。

○政府委員(山口憲美君) それから、我々は、今度出資という形だけれども、例えは機構は特殊法人じやないんですね。認可法人で、特殊法人見直しには入らない。それから、補助金の削減とか見直しとあるけれども、補

法律案について」というのを見ますと、目的は、高度情報通信社会の構築に向けて、産学官の緊密な連携により推進する体制をつくるとみずから言っている、産と学と官と緊密な連携でと。私は、こういうのを読みまして、マルチメディア時代を迎えて、高度通信・放送産業を、やっぱり産業の高度化、合理化を進める上で、郵政省はかなりの体制とかなりの資金をつき込んでやりつつあるんだなという感じがしたんです。

例えば、今までも自動車産業については通産省が物すごいことをやりました。機械工業振興臨時措置法、これは三次にわたつて五六年から七〇年まで、次が機電法、特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法、これは七年から十七年、次が機情法、特定機械情報産業振興臨時措置法。こ

ういうことで、日本の自動車産業は物すごいものになつて、確かに高度なものになつたけれども、円高とリストラの悪循環だとか日米貿易摩擦だとか、さまざまな問題を生み出してきてるわけ

とにかく、そういう財政危機のときだと。これは、歐米、特にアメリカにもう置いていかれては、欧米、特にアメリカにもう置いていかれては、このようにふうに考えておりまして、その辺のところに力を入れていくといふことが、財政が非常に厳しい折でござりますけれども、やはり投資的な意味で非常に重要なことだというふうに考えていろいろお願いをしているということでございま

す。

ただいま補助金的な性格を持っているんじやないかというお話をございますが、この研究課題は本来民間がおやりにならないものでございまして、ほうつておいたらそこに穴があいてしまうといふ分野につきまして、これをやはりやっておかなければならない、これは専門家の皆様方がそういうことでのこの分野は重要なと国費を使っておら

れる分野につきまして国として手当てをしようとしていることがあります。

そこで、その手当てをする際に一番いいやり方、効率的なやり方は何かというふうに考えてまいりますと、一つこの機構という割合に柔軟に弹性的にできる、こういったもののメリットを生かし、そうして、ただいま申しましたように、これは民間の皆さんにお願いしなきやいけないわけですから、我々は、今度出資という形だけれども、例えは機構は特殊法人じやないんですね。認可法人で、特殊法人見直しには入らない。それから、補助金の削減とか見直しとあるけれども、補

て、国としては最も安上がりな方法でやりたいと
いうことだと思います。私はもともといたしまして
は補助金を民間に差し上げるというふうな感じと
いいますか、そういうことは全然思っていないと
いうことでござります。

○上田耕一郎君 そうおっしゃるんなら、やっぱり
情報公開をしっかりやつていただきたい。

先ほど申しした基盤センターの方は、ここにありますけれども、例えば平成七年度の出資、融資、
新規採択案件、関係する企業名も全部リストで公
表されているんですよ、一つ一つの案件につい
て。ここにあります、全部。出資予定者、企業名
が全部書いてある。機構については、先ほどもお
話があつたけれども、これまでもプロジェクト
リーダーの名前は、確かに大学教授の名前なんか
は出ているけれども、八十何億円も使うような研
究開発の一つかつてのテーマについて、どういう企
業が関係しているかということについての情報公
開がないんです。これはやっぱりやるべきだと思
うんですね。しかも、これから委託研究するわけ
でしょ。大臣、どうですか、やっぱり情報公
開。官字産で緊密に連携してやるといううんだか
ら、関連する企業名の情報公開。これは大きな問
題だから、大臣、答えてください。局長、いいで
す。時間もないんだから。

○国務大臣(日野市郎君) 実は仙台のリサーチセ
ンターは八十五億ということで、西澤東北大学学
長に対して委託をして、今その事業を進めている
わけですが、あそこで産学官の産の部分、さて、
どういう企業がここでメリットを受け取るのかと
いうようなことになつて、私、今しきりと考えて
いるんです。

東北の経済界のかなり多くの企業ですが、それ
が集まつてこれをパックアップしましょ、そして
その成果も東北地方のこれから的发展のため
に大いに生かしていくましようというような形で
集まつております。

そして、その企業の名簿というのももうとく
に世に問われているわけで、へえ、こんな企業も

応援しているのかというような私なんかは受け取
り方をいたしております。特に情報を開示すると
いうような形で大きさにやるところまで、ここま
でみんな知つていて、それをさらに情報の開示と
いうことで事新たにやる必要までは東北ではない
わけです。西澤先生がやっておられる部分につい
ては。

ただ、情報開示ということは必要なことでござ
いますから、差し支えないものはどんどん開示し
ていいといいのではなくかと私は思います。特
に、この事業の関係で隠すべきこともないのでは
ないかなというふうに私なんかは考へているわけ
ですが、なお、さらに補充する点があつたら局長
の方からお答えをさせていただきたいと思いま
す。

○上田耕一郎君 余り隠すべきことはないとおっ
しゃるんなら、企業の関係していないプロジェクト
は関係していないとして、関係しているものは
ぜひきちんとやつていただきたいと思います。

次に字幕放送問題をやろうと思つたんですが、
もう時間がありませんので省略します。次に回しま
す、次回に。

電気通信基盤法の改正案問題について、これも
絞つてお伺いしたいのですが、調査室の資料を見
ますと、十ページのところで加入者系光ファイバ
ー網への投資予定額が書いてありますけれど
も、二〇〇〇年までの五年間の投資予定額は一兆
六百三十五億円。その三〇%融資として三千六
十九億円という数字が出ています。

ところで、電通審の答申では、二〇一〇年ま
で有名な数字だけ三十三兆円から五十三兆円
という試算が発表されている。調査室資料の十五
ページを見ますと、超低利融資の対象である加入
者系光ファイバー網だけで十五兆六千五百億円と
なっているんですね。二〇〇〇年まではその二〇
%だから三兆三千百億円が必要になつて、その三
〇%を対象にすると九千三百九十億円となつて、
これは調査室資料で、また郵政省の言つての三千
百六十九億円の三倍必要ということになるんで

す。だから、二〇〇〇年までといつたって三倍必
要になって大体数が合わない。

じゃ、二〇〇〇年たつてから二〇一〇年までど
うなるのか。これちゃんとやりませんと、それこ
そ今の財政危機の中でこうすることを無理にやろ
うとする、これは財政破綻が進むだけじゃなく
て、国家財政でできないんなら、低利融資も無理
なら、じゃ使用料の値上げということになつて國
民負担になつてくる危険もあるんです。

結局、中心になるのはNTTなんで、NTTの
九五年度決算は、九五年二月の基本料金の値上げ
で、一千七百億円增收効果で三千二百八十九億円の
経常利益まで上げているわけでしょう。だから、
こういう莫大な経常利益を上げているところに國
民負担やら、この財政危機のときに超低利融資で
つき込むというようなことではなく、もっと抜本
的な考え方で、光ファイバーの整備なんかについ
てもそういう国民負担の見通しはしっかりと立て
て、それこそ見直しが必要ならやるということで
やつていただかないと大体計算が合わない。

国民負担の見通しについて郵政省としてはどう
考えておられるのか、お答えいただきたいと思
います。

なあ、基本的には電話の加入者の方々の受益者
負担ということで、暗われるべきものというふうに
められてきている制度でございます。そういうた
めにつきましては、この期間中、限られた
意味合いにおきましては、この期間中、限られた
ものにつきましてのいわゆる特別融資制度、これ
の支援をいたしたいというふうに考へておられるもの
でございます。

なあ、基本的には電話の加入者の方々の受益者
負担ということで、暗われるべきものというふうに
考へておられます。これにつきましては、光ファイ
バーの技術の革新によります低廉化、そういうも
のを踏まえながら、個別の料金につきましては、
国民の皆さんに新たな大きな負担がなくて進んで
いくであろうというのも加入者系の光ファイ
バー、加入者線の大宗を持っておりますNTTも
考えておられるのか、お答えいただきたいと思
います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 光ファイバー網の
設備投資につきまして、電気通信審議会の答申を
いただきました当時、全部をひっくりめまして、
方との違いもありますので、三十三兆程度という
のが出されております。先生からお話をありま
したとおり、加入者線あるいは加入者の交換機等々
を含めたものでござります。

現実にこの特別融資制度が創設されまして、そ
ういった中で二〇〇〇年までのいわゆる加入者系
の光ファイバー網についての投資というのをそれ
ぞれ見てみると、ほぼ三兆円弱程度かというふ
うに推測されるところでござります。

そして、先生御指摘の国民の皆さんの負担との
かわりでござりますが、基本的には日本の情報
通信インフラというのは、一九八五年以降、民間
の企業、具体的には例えばNTTでありますとか

新しい事業者でありますとかCATV事業者、こ
ういう方々が設置をしていくことになります。

そういう中にありますと、二〇〇〇年までの
間に特に次世代のネットワークでございますブ
ロードバンドISDNということを考えますと、
需要もなかなか立ち上がってこない時期、そ
ういう意味では民間の事業者がネットワークを構築し
ていくためには大変難しい時期、せめてその限ら
れた期間だけでも支援をしていくこうという形で認
められてきている制度でございます。そういうた
めにつきましては、この期間中、限られた

時間で、特に次世代のネットワークでございますブ
ロードバンドISDNということを考えますと、
需要もなかなか立ち上がってこない時期、そ
ういう意味では民間の事業者がネットワークを構築し
ていくためには大変難しい時期、せめてその限ら
れた期間だけでも支援をしていくこうという形で認
められてきている制度でございます。そういうた
めにつきましては、この期間中、限られた

そうすると、その難聴の子供たちは、この手紙を見ると大変なんです。感想文を書けと言つたって何もわからない。子供たち、同級生はみんな泣いたけれども、私は何でみんな泣くかわからないんで下を向いてうつむいたとか。ですから、NHKの教育テレビにぜひ字幕放送をという作文が私のところへ集まってきたんです。

これだけじゃなくて、委員会でも何回も取り上げられているんだけれども、民放その他の免許問題があるわけですね。今の文字多重放送の免許については、そのための施設がなければ免許を出さないということになっているために、かなりの民放、またNHKの教育放送局など持っていないところが多いわけです。

しかし、この報告書でも非常に強調をしているのは、今キー局は地方の民間放送局が免許を持つていいのでわざわざ字幕をカットして放送しているんです。しかし、その施設がなくとも、キー局のを受けてそのまま放送すればできるわけです。だから、この調査報告では、テレビジョン放送の免許のみで字幕放送を実施することができるよう措置してほしいということを字幕放送の法的措置とともに要求しているんです。

確かに、とにかく本免許を持っていれば字幕放送をそのまま実施できると、特別に設備を使わないで、これはやっぱり郵政省の決断だけで大変喜ばれると思いますので、ぜひこれは実施してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(楠田修司君) 先生御指摘のように、現在、この字幕放送というのも文字多重放送の中に入つておるわけでございます。文字多重放送というのは普通の一般の放送と違う免許になつておりますから、したがいまして両方取らないと字幕も見られない、こういうことになるわけであります。

そういう中で、東京のキー局はこの免許を取つて実際に字幕放送をやっておるわけですが、地方の民放の場合、採算とかいろんな面でこれを取つていません。したがいまして、東京のキー局が字幕

のものを系列局へ流したとしても、それが見られないということが現実に起こっているわけであります。したがいまして、じゃ地方の民放に免許を取りなさい、こう言ってもなかなか取らないといふような実情でありますので、一つの考え方として、今回この調査研究会から出たのは、この字幕放送に関しては普通の免許があれば自動的に取れど、だいておるわけであります。これをするには、免許制度の見直しということで詳細な検討と、場合によつては法律の改正等必要になってまいります。

したがいまして、できるだけそういう方向にかけてこれから積極的に取り組んでまいりたいということを今考えておるところでございます。

○上田耕一郎君 ひとつよろしくお願ひします。

○委員長(及川一夫君) この際、委員の異動について御報告いたします。

○上田耕一郎君 ひとつよろしくお願ひします。

○山田俊昭君 この際、委員の異動について御報告いたします。

○上田耕一郎君 ひとつよろしくお願ひします。

したがいまして、できるだけそういう方向にかけてこれから積極的に取り組んでまいりたいといたしまして、申しあげありません。

しかば、新しくそういう債務保証をして企業を助けよう、情報通信の研究開発に適用しようという趣旨はよくわかるんですけども、例えば債務保証を受けようと思う場合、どういう審査がなされ、基準とその体制と申しますか、どの程度の条件を満たせば借りられる、債務保証していただけるのか。民間の銀行で借りられない人たちがこの機構を介してやれるということで、民間銀行から借りるよりも緩やかな要件で当然借りられるようになっているんだろうとは思っていますが、そこら辺の基準等についてお尋ねをいたしました。

○山田俊昭君 機構法の一部改正について、単純な質問で恐縮ですが、研究開発債務保証業務の追加というのが機構法の改正の概要なんですか

○政府委員(山口憲美君) 債務保証の審査の基準といふことでございますが、三つほど要素があるといふふうに考えております。

それは、まず、そこで行われる研究開発のテーマがやはり先端性があるというふうなことで、もう既に開発が済んでいるような技術というのは対象になりません。先端的な性格を持つような研究開発が融資の対象になつてゐるかどうかなどといふことが一つでございます。それからもう一つは、それが、消費者が必要、消費者ニーズといつても企業からの商業戦略によつてカードが確保されてしまつて、膨大にふえてつてしまつて、非常に大きな問題を醸し出しているという現実があるわけです。

このカードの不正使用、あるいはカードの変造、偽造、いろいろと問題があるんでしょけれども、このクレジットカードにおける犯罪の傾向といふふうに、背景と現状と欧米との比較、今後の安全対策についてどのようにお考えか、警察庁の方にお尋ねをいたします。

○説明員(平右治亮君) 御説明申し上げます。先生御指摘の防犯協会連合会から出されましたのは、ちょっと法律の名称を省略して恐縮ですが、受審法と言つてゐる先般つくつていただきましたのは、背景と現状と欧米との比較、今後導くだけの能力がその会社にあるかどうかということが持つてゐる財務、財務的に十分大丈夫かどうか。この三點につきまして選定の際の基準として

審査をしようということでございます。

具体的には、こういった審査を行つて当たりましては部外の方にお願いをいたしまして、技術面それから金融面から審査をしていただきたいふうに考えているところでございます。融資額の八〇%をめどに債務保証したいというふうに考えておりまして、したがいまして二〇%部分についてはどこかで手当で手当でをされるということで、そちらの方でもかなりの厳しい審査をされるんじやないということですか。それはちょっと誤解してしまして、申しあげありません。

しかば、新しくそういう債務保証をして企業を助けよう、情報通信の研究開発に適用しようという趣旨はよくわかるんですけども、例えば債務保証を受けようと思う場合、どういう審査がなされ、基準とその体制と申しますか、どの程度の条件を満たせば借りられる、債務保証していただけるのか。民間の銀行で借りられない人たちがこの機構を介してやれるということで、民間銀行から借りるよりも緩やかな要件で当然借りられるようになっているんだろうとは思っていますが、そこら辺の基準等についてお尋ねをいたしました。

○山田俊昭君 よくわかりました。

次に、きょう、警察庁の方が来ていただいているということで、質問させていただきますが、前にプリペイドカードについて質問が出たというところであれなんですが、私はクレジットカードのセキュリティーの問題をちょっとお尋ねしたいんであります。

ものはクレジットセキュリティに関する研究報告書でございまして、本年三月に出されたものでございます。

この内容によりますと、我が国のクレジットカードに関する犯罪被害の現状といたしまして、警察で検挙しているもの、これは我々の方で把握しておるわけでございますが、盗難に遭ったカードを不正使用したもの、それから偽造したカードを不正使用したもの、これについての検挙は平成七年で五千件を超えておるというような状況でございます。ただこれ以上に、盗難保険金の支払い額でございますが、この合計金額が実は平成五年度で百二十七億円に上つておるというような状況にございます。

それと、クレジットカードが不正使用されるリスクでございます。これは売上金額を分母といつたしまして不正使用された金額がどのくらいあるかということでございます。これについてはいろいろとり方があるわけですが、報告書の中では既にヨーロッパを上回つておる、アメリカのそれに近づきつつあるというふうな指摘がなされているところでございます。

こういった犯罪の発生の背景でございますが、

一つには、クレジットカードの使用者が真正な

カードの会員であるかどうか、盗んで他人のもの

を使つておるのか、そういったものを確認する

オーナリシステムというのがございますが、これ

のシステムがまだ十分に整つていなくてお

りでございます。

者、加盟店に対する会員規約の内容やリスクにつ

いての啓発が十分でないというふうな指摘がなされて

いるところでございます。

警察庁といいたしましても、報告書の指摘する問

題点を十分踏まえまして、クレジットカードシス

テムについて、いざれ電子商取引時代といふものが来ると言われているところでございまして、そ

の決済システムに利用されるという側面を考えま

して、犯罪者につけ込まれにくいシステムを開発するよう、本人認証の徹底や消費者啓発の課題に

つきまして、関係省庁や関係業界、それから消費者団体等と連携をとりながら、その安全性の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○山田俊昭君 よろしくお願ひをいたします。
この通信・放送機構においても、今の関連なんですが、情報通信セキュリティのための予算の取り入れが平成七年度で一般会計が三億五千万、八年度で一億七千万の予算が一応情報通信セキュリティーの予算費用として一般会計に組まれているんですが、これは具体的に何に使つて、どういう形でどういう研究が進んでいるかというのがわかれは教えていただきたいんです。

○政府委員(山口憲美君) 通信・放送機構で行つております情報セキュリティ技術の研究開発、

平成七年度からでございますが、これは少し先を

見通した研究開発、こういう研究所ですから、ど

うしても先を見通したものを使つておりまして、

動画を含んだ、そういう将来もっとも高い度

化していく事態になつた場合の研究開発をしてい

るということでございます。

そういうレベルの研究開発でございますが、内

容的には通信ネットワーク上における情報の漏え

いとか改ざんを防止するいわゆる暗号技術、そ

の内容は未だなものだということでございます。

それからもう一つは、本人性の確認とか通信内容

の真正性、正しいかどうかというふうなものの確

認をするいわゆる認証技術、この暗号技術と認証

技術というものを中心にしてやつておるとい

うとでございます。

なお、こういうものを確実にするためには、

ネットワーク上で中に入つてくるのを防止すると

いうふうに思つております。

それと、そこからクレジットカードを使用する消費

者、加盟店に対する会員規約の内容やリスクにつ

いての啓発が十分でないというふうな指摘がなされて

いるところでございます。

やつておるといふことでございます。

私は、このことにつきましては、具体的

な進め方としては制度上、技術上そしてまた安全

という意味でのセキュリティ等々の問題がござ

ります。それは暗証ありますとか、あるいはは認

証機関の問題とか、そういうことがございま

るということで、少し前広に研究開発をしておこなう、こういうことでやつておるものでございます。

○山田俊昭君 私、この方に弱いんですけれども、すべからくこれから現金でなく電子によつて決済がなされて、キャッシュによるあれがなくなつていくんだろうということで、電子マネーということを今おっしゃったわけですが、電子マネーはいろいろと将来の研究課題として日本でも今研究されているんでしょけれども、欧米じゃもうこれが実用化されているとも聞いているんですね。電子マネーに対しても郵政省の取り組む姿勢はどうなものなんでしょうか、その点、わかれればお聞かせいただきたいんです。

○政府委員(五十嵐三津雄君) ただいま先生からお話をございましたとおり、電子マネーは二十一世紀の通貨とも言われております。それぞれ諸外国のある意味で開発、実験的に行われているという状況というふうに思つております。

私は、特に承知しておりますのは、電子マネーと言われる中でもICカードの中に情報を入力込んでやるよな、そういう意味でのICカード型というのが一つでございます。もう一つは、ネットワークとコンピューターとを結んでいく

そのコンピューター側に情報を蓄積して行うといふふうに思つております。

それぞれ、英国においてはICカード型での具体的な実験、実証がなされつた。それから、アメリカにおいてもいわゆるネットワーク型といふふうに承知をいたしております。

○山田俊昭君 終わります。

○中尾則幸君 中尾でございます。私、最後の質

問で十五分でございまして、簡潔にお答えいただければ大変ありがたいと思います。

私は、今回の基盤法、それから機構法について賛成の立場で御質問申し上げます。

郵政省が進めています高度情報通信社会、各省

ともいろいろ調べて、これまで各委員会で質

問申し上げましたけれども、あちらこちらで郵政

省が各省庁と連携をとつてやつておるなどというこ

とを改めて感じました。

例えば、モービルマルチメディア、世界各国で

取り組みが大変進んでいますIT、これは運輸

省、それから建設省、郵政省もかかわっておりま

す。VICS、横文字ばかりで大変恐縮なんです

けれども、いわゆるカーナビゲーション、将来は

す。このことにつきまして、今年四月に調査研究会を行つただいて報告書をいただいております。

私も、こういうものを踏まえての具体的な措置をとつてまいりたいというふうに思つております。

ですが、もう一つ、いわゆる実用化に向かつての実験を今推進いたしております。平成七年度の補正予算でお認めいただいた予算でございますが、これに基づきました、サイバービジネス協議会のもとで百社ほどの企業が参加をいたしまして電子商取引の実証実験を行つておられます。平成七年度で、先ほど申し上げました報告書もいただいております。

こういうものを踏まえながら取り組んでまいりたいというふうに思つておりますが、ネットワークリークのことです。だんだんグローバルな段階へ進んでまいります。そういう意味で、G7あるいはAPECでの共同プロジェクトといふようなことを踏まえながら取り組んでまいります。

こういうものを踏まえながら取り組んでまいりたいというふうに思つておりますが、ネットワークリークのことです。だんだんグローバルな段階へ進んでまいります。そういう意味で、G7あるいはAPECでの共同プロジェクトといふようなことを踏まえながら取り組んでまいりたいというふうに存じております。

私は、特に承知しておりますのは、電子マネーと言われる中でもICカードの中に情報を入力込んでやるよな、そういう意味でのICカード型というのが一つでございます。もう一つは、ネットワークとコンピューターとを結んでいく

そのコンピューター側に情報を蓄積して行うといふふうに思つております。

それぞれ、英國においてはICカード型での具体的な実験、実証がなされつた。それから、アメリカにおいてもいわゆるネットワーク型といふふうに承知をいたしております。

私は、今回の基盤法、それから機構法について賛成の立場で御質問申し上げます。

郵政省が進めています高度情報通信社会、各省ともいろいろ調べて、これまで各委員会で質問申し上げましたけれども、あちらこちらで郵政

省が各省庁と連携をとつてやつておるなどというこ

とを改めて感じました。

例えば、モービルマルチメディア、世界各国で

取り組みが大変進んでいますIT、これは運輸

省、それから建設省、郵政省もかかわっておりま

す。VICS、横文字ばかりで大変恐縮なんです

けれども、いわゆるカーナビゲーション、将来は

高速道路の料金をノンストップで自動的に収受するシステムをつくろうというような話も出ています。推進協議会では五十兆円というような大幅な試算を出しておきました、百二十三兆円という二〇一〇年の目標、その五十兆円の部分をITSで占めるのかなという感じがいたします。

それから、労働省等いろいろ調べましたら、この二月からテレワーク、在宅勤務あるいはサテライト勤務というようなことが実験的に各会社で始まっているように思います。これも労働省と郵政省がタッグマッチでやついらっしゃる。大変頑張っていらっしゃるなと思います。

例えば、ある会社で通勤時間を減らそうというので実験的にやっているんですけれども、東京の都心に出てくるのをやめて、サテライトオフィスを職住接近でやつたところ、通常百十五分かかるところが四十三分で、片道通勤時間が減った。七十分片道で余裕が生まれたというようなことで、こうした試みというのはマルチメディア社会の一つの恩恵であろうかと思います。

さて、本法律案の趣旨に沿って質問いたしたいと思います。十五分しかないのに、早口で大変申しわけありません。

中継系についての光化はほとんど終わっておりません。ただ、先ほどからの御質疑にもあります。たけれども、加入者系、いわゆるファイバー・ツーザ・ホームと言っているのはなかなか進まない。これに支援するというわけですから、例えれども、予算を使つたらどうかなと私も思つてゐるんですが、今回の予算措置は大変的確であるうと思います。

一つお伺いしたいのは、二〇一〇年にいわゆるファイバー・ツーザ・ホーム、世帯にも光ファイバーを届ける、これは大変厳しい状態ではないかと思うんです。というのは、いろいろ計画はござりますけれども、電通署の答申はありますけれども、ある一定のところは進むと思うんです。地方都市までは行くけれども、どうも田舎には光ファイバーが行くとはなかなか思えない。水を差すわけじゃないんですか? それとも、簡潔にその展望をお示しいただきたいと思います。

○政府委員(五十嵐三津雄君) 加入者系の光ファイバー網の整備については、現在考えましても六千万加入あるわけですから、大変だというふうに私どもも認識をいたしております。ただ、おかげさまで、平成七年度以降、こういう制度をお認めいただきまして、現在それは比較的順調に、九五年度末で予定した数字よりもより多く、一二%を超える状況ではなかろうかというふうに今推定をいたしております。

であります、二〇〇〇年で一〇%をカバーして、二〇〇五年で六〇%、そして二〇一〇年で全部完了、こう考えましたとき、先生から御指摘がありましたとおり、需要の起こつてくる都市部、この辺はいわゆるコマーシャルベースで比較的順調に展開していく様相が強いというふうに考えます。

であります、過疎地でありますとか農村部とか、そういうたところにおいてはどうなるのか。ただ、私どもの認識といたしましては、そういうところほど距離とか時間を克服する通信というのが非常に効く効かなければならぬものというふうに考えております。

ふうに考えておりまして、整備に当たっては、面的なことにつきましては機能的な側面というのを考えながらやっていく必要があるというふうに考えております。

そういう意味では、過疎地とか農村部、そういった需要が比較的低い地域では学校とか病院とか、そういう公共的な機関にアプリケーションを開発し導入していく。例えば一つとりますと、先ほどお話を出しましたテレワークのよう

なものでも結構かと思ひます。そういうものを、アプリケーションを開発していくことによって、そこに光ファイバーを優先的に入れていく、その地域では。そういう形で、需要とのかかわりで面的な起りこりと、もう一つは機能的な意味合い、この発展をするには大変重要な分野だというふうに考えております。

金沢の例の御説明がございましたんですが、いろいろのレベルがございまして、今お話しのように、金沢の場合にはテレビ電話、それからパソコンを使ってということです。これはもう既にある機器でございます。こういったものを使って割合でローコストでできる、そういうたもののも一つのアプリケーションとして、特徴を持つ

そういう意味でも、公的なアプリケーションの開発、充実、これが地域にも光ファイバー網を導入する大きなきっかけになるものというふうに考えております。

○中尾則幸君 今、五十嵐局長のお話ありましたけれども、やっぱり便利でなきゃダメなんですね。使い勝手がよくなければためだと私は思うんです。

ことしの一月、京阪奈の関西学研都市を二日間ちょっと私は視察してまいりました。あそこはもう最先端の技術B-ISDNを使いまして遠隔医療、大変すごい世界だと改めて感心したわけです。それが一つの動脈としたら、このマルチメディア社会というのは静脈、地方あるいは僻地を含めてそういう動脈から静脈に流すだけの政策じゃなくて、できるところからやっていくという

のが私は一つの秘訣ではないかと思います。その一つに、厚生省と郵政省が取り組んで、こういうことをやっているとなかなか目立たないですが、福祉の町づくり実験、これは金沢市で五十戸の世帯にテレビ電話を、INS六四、普通の電話を使いましてお年寄りの人たちに保健婦さん

だとかそういう人たちが電話をかけて、四分割で、元気ですか、どこか悪いんですかというようないいことをやつているとなかなか目立たない実験を始めたと言つております。

私は、こういう一つの、先ほど言つた静脈的な発想法、いわゆるアプリケーション、それについて郵政省はもう思い切つて取り組むべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) アプリケーションの開発をするには大変重要な分野だというふうに考えております。

例えは、聞きますと、まばたきで機器を動かしてみたり、耳骨と言つてますか、耳の骨で障害者のあれを光通信に持つていくとか、いろいろあるアドリケーションを開発していくことによって、その問題、先ほど大臣もおつしやつておられましたけれども、これがマルチメディアの一つの役割じゃないかと思っておりますけれども、こうした障害者あるいは社会的弱者に対する研究開発にせひとも

ているものとして大切に普及させていかなきやいけないと思っております。と同時に、またかなり支障があるものも考えていかなければいけない。

高い機構におきまして新しいアプリケーションを開発するような技術開発としては、通信総合研究所とかある開発するようなところにつきましては、自治体ネットワークというふうなこととちよつと時代先取りであります。それからまた、自治体で一生懸命に取り組まれるようなところにつきましては、自治体ネットワークといつぶうなこととちよつと時代先取りであります。

○中尾則幸君 今、中尾局長のお話ありましたけれども、やはり便利でなきゃダメなんですね。使い勝手がよくなければためだと私は思うんです。

ことしの一月、京阪奈の関西学研都市を二日間ちょっと私は視察してまいりました。あそこはもう最先端の技術B-ISDNを使いまして遠隔医療、大変すごい世界だと改めて感心したわけです。それが一つの動脈としたら、このマルチメディア社会というのは静脈、地方あるいは僻地を含めてそういう動脈から静脈に流すだけの政策じゃなくて、できるところからやっていくという

のが私は一つの秘訣ではないかと思います。その一つに、厚生省と郵政省が取り組んで、こういうことをやつているとなかなか目立たないですが、福祉の町づくり実験、これは金沢市で五十戸の世帯にテレビ電話を、INS六四、普通の電話を使いましてお年寄りの人たちに保健婦さん

だとかそういう人たちが電話をかけて、四分割で、元気ですか、どこか悪いんですかというようないいことをやつしているとなかなか目立たない実験を始めたと言つております。

私は、こういう一つの、先ほど言つた静脈的な発想法、いわゆるアプリケーション、それについて郵政省はもう思い切つて取り組むべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口憲美君) アプリケーションの開発をするには大変重要な分野だというふうに考えております。

具体的な政策を盛り込んでいただきたいなと思っていますが、いかがですか。

○政府委員(山口泰美君) だだいま御指摘の点は大変大事な点だと私たちは思っておりま

す。高度情報通信社会推進本部の基本方針の中に七つの原則がござりますが、その中の一つに「誰でも」というのがございます。だれもどもというの

は、そういう社会的なハンディを負っておられる方でもひとしく情報にアクセスできるようなそういう社会をと、「こういうことでござります。

そういった意味からいたしますと、私どもこういう研究開発をする際に、一つは使いやすい端末機器の開発、それからそういうものをベースにしてそういうった皆様方に向いているシステムを組んでいくというふうなこと、そういうた側面から研究開発等、あるいは普及策を講ずることを進めています。うふうに考えております。

ちょっと具体的な内容を省略させていただけますが、そういうたことで進めさせていただきますが、そういうたことで進めさせていただきます。うふうに思っていますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

もう、Hはホームでござりますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

やはり郵政省が音頭をとっても一押ししていただきます。このHはホームのHでありますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

ちょっと打ち合わせましたら、障害者のために

時間もございませんので、ファイバー・ツー・

ザ・ホーム、略称F-T-T-Hと言われますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

やはり郵政省が音頭をとっても一押ししていただきます。このHはホームのHでありますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

やはり郵政省が音頭をとっても一押ししていただきます。このHはホームのHでありますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

やはり郵政省が音頭をとっても一押ししていただきます。このHはホームのHでありますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

やはり郵政省が音頭をとっても一押ししていただきます。このHはホームのHでありますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

やはり郵政省が音頭をとっても一押ししていただきます。このHはホームのHでありますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

やはり郵政省が音頭をとっても一押ししていただきます。このHはホームのHでありますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

やはり郵政省が音頭をとっても一押ししていただきます。このHはホームのHでありますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

きませんから。そういうたシステムだということを説明しますと、ああそろか、町に行かなくても日中の診療ができるのかと言ふんですね。そんなふうに具体的に思いました。

やはり郵政省が音頭をとっても一押ししていただきます。このHはホームのHでありますけれども、Hはホームでござります。先日、厚生省とも

ういったところに展開していく、そういうた中で優先的に光ファイバーを引いていく体制ができる。また、特に地方にあってはそういうことを十分認識して、バランスのとれた光ファイバーのネットワークを構築してまいりたいというふうに存じております。

○中尾則幸君 あと残り二分で、最後の質問になります。

まだまだ勉強不足ですけれども、私なりに全国各地いろいろ調べさせてもらっております。先ほどのある委員から御指摘ありましたけれども、マルチメディア社会というは何なんだよ。用語が大変横文字が多いということで、せっかくいろいろな施策をやっていても見えにくい、一般国民にわかりにくいという先ほどの指摘は、私はそのとおりだと思います。

もうちょっとと身近に、さっき言った端末の開発だとかあるわけですね。使い勝手がよくなきやだめだと料金の問題とかありますけれども、このように郵政省は一生懸命各所に入り込んで、余り予算も使わないで恵を使いながらやっているところは、大変私は努力は多としたいんですけども、もうちょっとと積極的に、見える政策を開発していただきたい。マルチメディアって何だといふようなことであれば、せっかくの施策も生きてこないとは私は思っています。

○委員長(及川一夫君) 質疑の過程で出ました、通信機構にかかる守委員、それから西川委員から出ました総括並びにこの通信委員会でもわかりやすい議論ができるように資料として提出をされたいという御要望がございました。これは後日理事会で検討して、御要望に沿うようにひとつ努力をしたい、こうじうぶうに申し上げておきます。

○國務大臣(日野市朗君) 弱者は情報格差があることはもう私たちは常に考えておりま

す。弱者のための施策、これは力を入れてやってま

か、これはどちらでもいい、イメージとして取り上げていただかうと同時に、それをわかれりやる。また、特に地方にあってはそういうことを十分認識して、バランスのとれた光ファイバーのネットワークを構築してまいりたいというふうにいます。

それで、例えば遠隔医療、それから遠く離れたところでの教育というような、いろいろわかりやすいマルチメディアというのがあるわけございまして、そういうことをわかりやすく説明するよ

うなことは我々から心がけてまいりたいと存じております。

○中尾則幸君 あと残り二分で、最後の質問になります。

まだまだ勉強不足ですけれども、私なりに全国各地いろいろ調べさせてもらっております。先ほ

どもある委員から御指摘ありましたけれども、マルチメディア社会というのは何なんだよ。用語が

大変横文字が多いということで、せっかくいろいろな施策をやっていても見えにくい、一般国民に

わかりにくいという先ほどの指摘は、私はそのとおりだと思います。

もうちょっとと身近に、さっき言った端末の開発だとかあるわけですね。使い勝手がよくなきやだめだと料金の問題とかありますけれども、この

ように郵政省は一生懸命各所に入り込んで、余り予算も使わないで恵を使いながらやっているところは、大変私は努力は多としたいんですけども、もうちょっとと積極的に、見える政策を開発していただきたい。マルチメディアって何だといふようなことであれば、せっかくの施策も生きてこないとは私は思っています。

○委員長(及川一夫君) 質疑の過程で出ました、通信機器にかかる守委員、それから西川委員から出ました総括並びにこの通信委員会でもわかれりやすい議論ができるように資料として提出をされたいという御要望がございました。これは後日理事会で検討して、御要望に沿うようにひとつ努力をしたい、こうじうぶうに申し上げておきます。

○國務大臣(日野市朗君) 弱者は情報格差があ

ることはもう私たちは常に考えておりま

す。弱者のための施策、これは力を入れてやってま

す。弱者のための施策、これは力を入れてやってま

す。弱者のための施策、これは力を入れてやってま

す。弱者のための施策、これは力を入れてやってま

す。弱者のための施策、これは力を入れてやってま

す。弱者のための施策、これは力を入れてやってま

す。弱者のための施策、これは力を入れてやってま

す。弱者のための施策、これは力を入れてやってま

予定しているトータル光通信技術、超高速マルチ

メディア移動体通信技術、インテリジェント映像技術、総合ディジタル放送技術などは、民間企業が将来の商品化に向けた研究開発に属するものであります。

本来、民間企業のリスクでみずから研究開発を実施すべきものであります。これを国が肩がわりしてやる必然性はありません。しかも、国債残高が二百四十兆円と史上最高という財政の危機が叫ばれているときに、建設国債を財源にして、借金までして民間企業への研究開発を委託研究の名のもとに事実上の補助金を出すことは断じて認められません。

質問でも指摘したように、通信・放送機構がみずから研究開発を実施していると言われてきましたが、機構はテーマを決めて、事実上、研究者などプロジェクトの研究先任せになつていては、今回の改悪であります。その上、次世代ディジタル映像通信に関する総合的な研究開発に神戸製鋼が参加していることが明白に示しているよう、今回の改正は公然と大企業等への委託研究を促進するもので、賛成できません。

我が党は、研究開発に国の予算を投入することに反対するものではありません。国や機構は、高齢者、障害者のための機能代行支援通信システムの研究開発など、民間企業では採算ベースに乗らないため手がつけられない研究開発にこそ支援の中心に据えることを主張するものです。

次に、電気通信基盤法の改正案に反対する理由は、加入者系光ファイバー網の整備のために五年分の利息補給を全額前払いとして予算措置とする前例のない超低利融資制度を創設して、大企業、とりわけNTTへの優遇措置を一層拡大させるからであります。

光ファイバー網の構築には五十兆円を超える設備投資が必要だと言われていますが、この設備投資をだれが、どのように負担するか明確にされていません。にもかかわらず、二〇〇〇年までの先行整備期間に光ファイバー網の人口カバレッジ二〇%を達成させるために、加入者系光ファイバー

網化を潜在的に需要が大きい大都市部から優先させて進めるため、利子補給による実質的な補助金を増大させることは認められません。

光ファイバー網の敷設の主役はNTTであり、我が国の大企業の中でも一、二を争う大企業であるNTTの設備投資計画を支援することにばかりなりません。NTTは、昨年、将来の設備投資のためという理由で基本料金を引き上げ、千七百億円もの增收効果を上げる一方で、市外料金引き下げにもかかわらず、九五年度は三千一百八十九億円の経常利益を上げているのであります。光ファイバー網の全国整備を現状のまま推進すれば、電話料金の値上げや地域間料金格差など、国民と利用者に値上げとサービスダウンをもたらすことを指摘して、私の反対討論を終わります。

○委員長(及川一夫君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(及川一夫君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案について順次採決に入ります。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(及川一夫君) 多数と認めます。よ

うに、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○陸内孝雄君 私は、ただいま可決されました通

信・放送機構法の一部を改正する法律案に対し、

自民・公明・平成会、社会民主党・護憲連合、二

院クラブ及び新党さきがけの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○陸内孝雄君 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(及川一夫君) 多数と認めます。よ

うに、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○陸内孝雄君 提案文を朗読いたします。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、高度情報通信社会の実現に向けて、光ファイバー網の整備に係る支援措置の拡充・強化を図るとともに、その機能を十分發揮できるよう各種のアプリケーションの開発・実用化の一層の促進に努めること。

一、情報通信ネットワークの安全・信頼性向上を図るため、信頼性向上施設整備事業に対する各種支援措置の一層の拡充を図ることにより、災害に強い情報通信基盤を構築すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

す。○委員長(及川一夫君) ただいま陣内君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(及川一夫君) 多数と認めます。よ

うに、陣内君提出の附帯決議案は多數をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、日野郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。日野郵政大臣。

○國務大臣(日野市郎君) ただいま電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

以上でございました。

○委員長(及川一夫君) ただいま陣内君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行いま

す。○委員長(及川一夫君) 多数と認めます。よ

うに、本案は多數をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○委員長(及川一夫君) 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(及川一夫君) 多数と認めます。よ

うに、本案は多數をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本附帯決議案に対する附帯決議案を提出いたします。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(及川一夫君) 多数と認めます。よ

うに、本案は多數をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○陸内孝雄君 本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(及川一夫君) 多数と認めます。よ

うに、本案は多數をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、日野郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。日野郵政大臣。

○国務大臣(日野市朗君) ただいま通信・放送機構法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(及川一夫君) また、両案の審査報告書

の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(及川一夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(及川一夫君) 次に、電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたしました。日野郵政大臣。

○国務大臣(日野市朗君) 電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、無線局の増加の状況等にかんがみ、電波利用料の金額を引き下げるとともに、電波利用料を財源として支出すべき電波利用共益費用に関する規定を整備しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

第一に、無線局の増加の状況等にかんがみ、一部の無線局の区分について電波利用料の金額引き下げることとしております。

第二に、電波利用共益費用に係る事務の例として、電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を定めるために行う試験及びその結果の分析の事務を加え

ることとしております。

なお、この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

○委員長(及川一夫君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

日本はこれにて散会いたします。

午後七時二十九分散会

紹介議員 山田 俊昭君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四四六号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 大阪府柏原市山ノ井町六ノ一七
早川典子外九百九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四四九号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 東京都三鷹市上連雀八ノ二ノ一ノ二
三〇五 長尾さつき外一千百二十

紹介議員 西川 瑠子君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五一号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 愛媛県松山市本町六ノ一一ノ五
平田進外九百九十九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五二号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 兵庫県三木市本町二ノ一三ノ四四
吉田潤子外九百八十名

紹介議員 河本 三郎君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五三号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 吉田潤子外九百八十名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四四四号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸一ノ一
二六 大穂実外四百名

紹介議員 紅葉 沢

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五五号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 香川県高松市上之町一ノ一五ノ一
○ 沢井嘉弘外一千名

紹介議員 奥村 展三君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五六号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 沢井嘉弘外一千名

紹介議員 奥村 展三君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五七号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 佐藤義典外四百名

紹介議員 岩田 伸二君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五八号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 佐藤義典外四百名

紹介議員 岩田 伸二君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五九号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 佐藤義典外四百名

紹介議員 岩田 伸二君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五〇号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 佐藤義典外四百名

紹介議員 岩田 伸二君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五一号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 佐藤義典外四百名

紹介議員 岩田 伸二君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五二号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 佐藤義典外四百名

紹介議員 岩田 伸二君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

第一四五三号 平成八年五月十六日受理

テレビの字幕放送の拡充に関する請願

請願者 佐藤義典外四百名

紹介議員 岩田 伸二君

この請願の趣旨は、第九三三号と同じである。

を次のように改正する。

第一百三条の二項第一項中「及び管理」の下に

「電波のより能率的な利用に資する技術を用い

た無線設備について無線設備の技術基準を定める

ために行う試験及びその結果の分析」を加え、同

項の表金額の欄中「一万一千百円」を「七千一百円」

に、「二万九千六百円」を「二万五千八百円」に、

「三万円」を「一万千六百円」に、「二万九千七百円」を「一万五千

三百円」に、「二万二百円」を「一万七千八百円」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）

前に免許を受けた無線局については、改正後の

第三百三条の二の規定は、施行日以後最初に到来

する同条第一項に規定する応当日（以下単に「応

当日」という。）以後の期間に係る電波利用料に

ついて適用し、応当日前の期間に係る電波利用

料については、なお従前の例による。

3 改正後の第三百三条の二第一項の表一の項から

六の項まで及び九の項に掲げる無線局に係る電

波利用料であって、改正前の同条第五項の規定

により前記された応当日以後の期間に係るもの

については、当該期間に係る改正後の同条第一

項及び第三項の規定による電波利用料の金額を

超える部分を還付する。

平成八年六月十一日印刷

平成八年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E